

総務部

総務企画委員会 【議案関係資料】 (当初予算関係)

2月7日提出

令和 7 年第 1 回定例会（2 月議会）予算及び付託議案審査関係資料

令和 7 年 2 月 7 日
総 務 部

【予算関係】

財 政 課	令和 7 年度当初予算に関する説明資料	・ ・ 4
総 合 防 災 課	気候変動等に対応した防災力の強化（ソフト面の対策）の概要について	・ ・ 9
総 合 防 災 課	避難所等環境改善総合サポート事業について（新規）	・ ・ 1 1
総 合 防 災 課	次期総合防災情報システム整備事業について	・ ・ 1 3
総 合 防 災 課	災害救助用備蓄物資等整備事業における物資管理業務委託について	・ ・ 1 4
消 防 保 安 室	消防団加入促進モデル事業について	・ ・ 1 5

【議案関係】

行 政 経 営 課	「情報通信技術の効果的な活用のための規制の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例案」について（議案第 6 5 号）	・ ・ 1 7
人 事 課	「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案」について（議案第 6 6 号）	・ ・ 2 6

人	事	課	「職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例案」について（議案第 6 7 号）	・ ・ 3 9
人	事	課	「秋田県行政機関設置条例の一部を改正する条例案」について（議案第 6 8 号）	・ ・ 4 1
人	事	課	「職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案」について（議案第 6 9 号）	・ ・ 4 3
人	事	課	「県議会議員の議員報酬等に関する条例等の一部を改正する条例案」について（議案第 7 0 号）	・ ・ 5 1
人	事	課	「一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案」について（議案第 7 1 号）	・ ・ 5 4
人	事	課	「職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例案」について（議案第 7 2 号）	・ ・ 6 8
人	事	課	「知事等の給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例案」について（議案第 7 3 号）	・ ・ 7 1
財	政	課	「秋田県標準事務関係手数料徴収条例の一部を改正する条例案」について（議案第 7 4 号）	・ ・ 7 3

財 政 課

令 和 7 年 度 当 初 予 算
に 関 す る 説 明 資 料

(議 案 第 4 2 号)

令和 7 年度当初予算 主要な歳入増減調書

(単位：千円)

区 分	増 減 額	増 額 内 訳	減 額 内 訳
1 県 税	6,315,000	県民税（個人分） 2,858,000 （ 23,637,000 → 26,495,000 ） 地方消費税（譲渡割） 2,499,000 （ 18,275,000 → 20,774,000 ）	軽油引取税 △ 371,000 （ 8,712,000 → 8,341,000 ）
2 地方消費税清算金	5,597,000	5,597,000 （ 48,121,000 → 53,718,000 ）	
3 地 方 譲 与 税	2,914,000	特別法人事業譲与税 2,914,000 （ 17,063,000 → 19,977,000 ）	
4 地 方 特 例 交 付 金	△ 2,418,000		△ 2,418,000 （ 2,876,000 → 458,000 ）
5 地 方 交 付 税	△ 16,000		△ 16,000 （ 195,406,000 → 195,390,000 ）
6 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	△ 23,000		△ 23,000 （ 288,000 → 265,000 ）
7 分担金及び負担金	1,273,380	農林水産業費負担金 1,264,764 （ 1,231,733 → 2,496,497 ）	農林水産業費分担金 △ 204,245 （ 845,775 → 641,530 ）
8 使用料及び手数料	△ 62,739	警察管理手数料 35,174 （ 614,568 → 649,742 ）	高等学校使用料 △ 52,737 （ 2,009,224 → 1,956,487 ） 住宅使用料 △ 23,027 （ 569,498 → 546,471 ） 警察活動手数料 △ 12,487 （ 181,320 → 168,833 ）
9 国 庫 支 出 金	△ 5,130,547	団体営農業用施設災害復旧事業費 1,295,000 （ 834,000 → 2,129,000 ）	過年災害復旧事業費 △ 2,840,332 （ 6,065,114 → 3,224,782 ） 地方道路交付金事業費 △ 1,989,205 （ 6,541,489 → 4,552,284 ） 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 △ 1,400,000 （ 1,400,000 → 0 ）
10 財 産 収 入	718,354	減債基金利子収入 396,278 （ 25,178 → 421,456 ） 財政調整基金利子収入 100,009 （ 324 → 100,333 ） 地域活性化対策基金利子収入 67,620 （ 153 → 67,773 ）	建物貸付収入 △ 18,215 （ 241,360 → 223,145 ）
11 寄 附 金	3,458	奨学金返還助成事業費 4,011 （ 100 → 4,111 ）	環境衛生費 △ 1,401 （ 13,886 → 12,485 ）
12 繰 入 金	△ 12,109,557	公立学校情報機器整備臨時対策基金繰入金 1,867,788 （ 0 → 1,867,788 ）	財政調整基金繰入金 △ 7,933,000 （ 9,007,000 → 1,074,000 ） 退職手当臨時対策基金繰入金 △ 4,574,932 （ 13,778,410 → 9,203,478 ）
13 繰 越 金			

区 分	増 減 額	増 額 内 訳	減 額 内 訳
14 諸 収 入	2, 979, 951	県制度資金貸付金元利収入 4, 003, 122 (22, 883, 264 → 26, 886, 386) 機械類貸与資金貸付金元利収入 183, 961 (1, 228, 922 → 1, 412, 883)	農業・漁業経営フォローアップ資金貸付金元利収入 △ 232, 091 (484, 622 → 252, 531) 農業次世代人材投資資金 △ 126, 747 (450, 174 → 323, 427) 木材産業等高度化推進資金貸付金元利収入 △ 129, 000 (468, 250 → 339, 250)
15 県 債	△ 6, 930, 300	次期総合防災情報システム整備事業費 1, 586, 200 (49, 800 → 1, 636, 000)	過年発生土木災害復旧事業費 △ 1, 414, 500 (2, 961, 600 → 1, 547, 100) 河川改修事業費 △ 1, 299, 300 (2, 553, 100 → 1, 253, 800) 地方道路交付金事業費 △ 1, 236, 300 (4, 079, 800 → 2, 843, 500)
合 計	△ 6, 889, 000	584, 234, 000 → 577, 345, 000	

令和 7 年度当初予算 主要な目的別増減調書

(単位：千円)

区 分	増 減 額	増 額 内 訳	減 額 内 訳
1 議 会 費	18,820	議会活動費 10,350 (223,680 → 234,030) 議会広報費 7,699 (50,751 → 58,450) 総務諸費 4,889 (40,745 → 45,634)	職員給与費 △ 5,381 (280,394 → 275,013)
2 総 務 費	3,263,265	新県立体育館 P F I 事業 2,071,289 (0 → 2,071,289) 次期総合防災情報システム整備事業 1,876,093 (50,361 → 1,926,454)	退職手当臨時対策基金積立事業 △ 1,263,286 (10,665,497 → 9,402,211)
3 民 生 費	179,215	地方独立行政法人秋田県立療育機構支援事業 475,797 (976,558 → 1,452,355) 子どものための教育・保育給付支援事業 394,929 (5,917,819 → 6,312,748) 児童措置保護費 311,093 (1,805,180 → 2,116,273)	地域医療介護総合確保基金積立金 △ 629,715 (651,976 → 22,261) 災害救助対策費 △ 316,168 (353,159 → 36,991)
4 衛 生 費	△ 1,530,905	秋田県総合保健センター設備等整備事業 152,960 (2,284 → 155,244)	生活基盤施設耐震化等交付金事業 △ 615,612 (618,101 → 2,489) 医療提供体制整備費補助事業 △ 447,315 (447,315 → 0) 地方独立行政法人秋田県立病院機構支援事業 △ 354,676 (6,064,952 → 5,710,276)
5 労 働 費	37,500	職員給与費 51,907 (588,664 → 640,571) 職業能力開発支援事業 33,106 (584,723 → 617,829)	人材確保・定着推進事業 △ 50,249 (97,901 → 47,652)
6 農 林 水 産 業 費	△ 2,773,880	国直轄土地改良事業負担金 1,450,253 (646,735 → 2,096,988)	経営体育成基盤整備事業 △ 2,204,354 (9,412,890 → 7,208,536) 治山事業 △ 1,239,620 (3,331,060 → 2,091,440)
7 商 工 費	△ 722,708	経営安定資金貸付事業 2,690,111 (13,192,546 → 15,882,657)	あきた企業立地促進助成事業 △ 2,451,557 (2,701,557 → 250,000) ものづくり革新総合支援事業 △ 406,253 (453,376 → 47,123) 商業・サービス産業経営革新事業 △ 322,545 (322,663 → 118)
8 土 木 費	△ 9,794,573	国直轄河川事業負担金 1,104,770 (5,721,330 → 6,826,100)	地方道路交付金事業 △ 3,414,243 (11,171,400 → 7,757,157) 河川改修事業 △ 2,295,200 (5,637,400 → 3,342,200)

激甚化・頻発化する災害への対応や、男鹿半島地域等防災・減災会議等での検討を踏まえ、県・市町村の災害対応力や地域防災力の向上を図るとともに、避難所等における生活環境の改善などにより、気候変動等に対応した本県の防災力の充実・強化を図る。

災害対応力の充実・強化等

○ 次期総合防災情報システムの整備(R7～8)

災害に強い通信設備の整備のほか、市町村等との災害情報の共有により、避難指示判断や災害対応の迅速化を促進

④ リエゾン派遣態勢の強化

災害時、優先的に通話できる携帯電話を地域振興局に配備し、全市町村に同時にリエゾン派遣を行う態勢を整備

○ スマートフォンアプリを活用した情報発信

県公式LINEや、耳で聴くハザードマップなど、スマートフォンアプリにより災害関連情報を発信

○ 県・市町村職員研修等の実施

住家被害認定調査や防災担当幹部職員研修等の実施、防災スペシャリスト養成研修の受講

避難所等の生活環境改善等

⑤ 避難所等環境改善への支援

県内主要備蓄倉庫に水循環式シャワーやリクライニング式簡易ベッド等を備蓄し、避難所等の環境改善を支援

⑥ 在宅・車中泊避難者等への支援

道の駅など地域の被災者支援の拠点となる施設で実施する在宅・車中泊避難者等への炊き出し用資機材等の整備を支援

⑦ 備蓄物資の速やかな供給体制の構築

物流・倉庫事業者の専門的知見を活用し発災時の速やかな物資供給体制を構築

地域防災力の強化等

○ 防災意識の向上に向けた普及啓発

防災アドバイザー派遣による意識醸成や「マイ・タイムライン」の普及啓発

⑧ 防災士スキルアップ研修の実施

近年の災害対応を踏まえた、防災士のスキルアップを図るための研修を実施

○ 地区防災計画の作成促進

地域住民と関係機関が協働して地区防災計画を作成する取組への支援



水循環式シャワー



リクライニング式簡易ベッド



キッチン資機材

現 状

※災害救助法による支援を除く

【被災者生活再建支援制度（国）】

- ・ 自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対し、住宅の被害程度と再建方法に応じて、最大300万円を支給
- ・ 適用基準：全壊が10世帯以上の市町村等
- ・ 令和5年支給状況：484,125千円（R6.3.31現在）
- ・ 負担割合：全都道府県の拠出による基金1/2、国1/2

	基礎支援金 (住宅の被害程度)	加算支援金 (住宅の再建方法)		計
全壊 解体 長期避難	100万円	建設・購入	200万円	300万円
		補修	100万円	200万円
		賃貸(公営住宅除く)	50万円	150万円
大規模半壊	50万円	建設・購入	200万円	250万円
		補修	100万円	150万円
		賃貸(公営住宅除く)	50万円	100万円
中規模半壊	-	建設・購入	100万円	100万円
		補修	50万円	50万円
		賃貸(公営住宅除く)	25万円	25万円

【災害り災者見舞金（県）】

- ・ 自然災害による被害の状況に応じて、死者・行方不明者の世帯に60万円、床上浸水の世帯に20万円等を支給
- ・ 令和5年度決算額：710,900千円（負担割合：県10/10）

【住宅リフォーム推進事業（県）】

- ・ 自然災害により、住宅への被害が広範囲に生じ、県に災害対策本部が設置されるなどした場合、被災した住宅の災害復旧工事を支援
- ・ 支援対象：半壊又は床上浸水以上の住家被害を受けた被災者（被害個所の原型復旧を目的とする工事）
- ・ 令和5年度決算額：71,531千円（負担割合：県10/10、最大8万円）

課 題

- 被災者生活再建支援制度は、被災件数を要件としており、被災しても支援の対象とならない場合がある。
 - ・ 令和5年災害：秋田市、能代市、五城目町のみ対象
 - ・ 令和6年災害：対象外
- 災害り災者見舞金については、市町村の制度と併存しているほか、全壊等の住家被害に対しては十分ではない。

被災者生活再建支援制度に係る動向

- 全国知事会の動向
 - 1 国への要望事項
 - ・ 適用範囲
 - ・ 適用要件
 - ・ 支援金の増額
 - ・ 大規模災害時の国の特別な対応
 - 2 基金残高減少に伴う追加拠出金の検討
- 全国31都府県で国の制度を補完する支援制度を構築

避難所等環境改善総合サポート事業について（新規）

総合防災課

能登半島地震における教訓や男鹿半島地域等防災・減災会議等での検討を踏まえ、本県における高齢者等の災害関連死のリスクを低減するため、避難所等における生活環境の改善を図る。

1 避難所等環境改善フォローアップ事業について

(1) 目的

避難所が国で定める基準に対応できるよう県が備蓄品を導入し市町村の体制を支援する。

(2) 内容

県内主要備蓄倉庫（3か所）に次のとおり備蓄

○備蓄品目

- | | |
|-------------------|---------|
| ・水循環式シャワー（※） | 3 台 |
| ・リクライニング式簡易ベッド（※） | 200 台 |
| ・エアーマット、ピロー | 各 300 台 |
| ・防犯ブザー、ホイッスル | 各 300 個 |

(3) 予算額

29,400千円（ $\ominus$ 29,400千円）

内訳	需用費	9,900千円
	備品購入費	19,500千円

※新しい地方経済・生活環境創生交付金（地域防災緊急整備型）活用予定

2 在宅・車中泊避難者等支援事業について

(1) 目的

道の駅など、地域の被災者支援の拠点となる施設で、在宅・車中泊避難者等に炊き出しを行うために必要な調理資機材等を整備するとともに、各種支援や復旧復興に係る情報等を提供する取組を支援する。

(2) 内容

ア 道の駅等災害対応力強化支援事業費補助金

- ・補助設備：キッチン資機材等一式（付帯設備等を含む）
× 3 か所（県北、中央、県南）
- ・補助対象者：市町村
- ・補助率：3 / 4（国 2 / 3、県 1 / 3）
- ・補助上限：11,250 千円

イ 避難生活の手引き（リーフレット）

避難生活の留意点や住まいの再建までの流れをまとめたリーフレットを作成

(3) 予算額

34,750 千円（ $\ominus$ 34,750 千円）

内訳	需用費	1,000 千円
	補助金	33,750 千円

※新しい地方経済・生活環境創生交付金（地域防災緊急整備型）活用予定

次期総合防災情報システム整備事業について

総合防災課

1 目的

災害時においても県と市町村等が情報を伝達できる通信機能と、気象・河川水位等の情報を即時に取得して、市町村の迅速な避難判断や避難発令を支援する機能を持つ次期総合防災情報システムを整備する。

2 内容

次期システムを、令和7年度から令和8年度までの2か年で、県庁第二庁舎及び各市町村等に整備

- (1) 防災行政通信システム設備の整備
- (2) 防災情報共有システムの構築
- (3) 次期システムの施工監理業務委託

3 予算額

1, 926, 454千円 (Ⓐ289, 734千円 ⑦1, 636, 000千円 ⊖720千円)

内訳	旅費等	619千円
	委託料（施工監理業務）	15, 994千円
	工事請負費	1, 909, 841千円

災害救助用備蓄物資等整備事業における物資管理業務委託について

総合防災課

1 目的

大雨災害や能登半島地震における教訓、男鹿半島地域等防災・減災会議等での検討を踏まえ、発災時に円滑かつ迅速な物資の搬出が行えるよう、物流・倉庫事業者の専門的知見を活用した物資の管理・供給体制を構築する。

2 内容

- (1) 棚卸及び機材動作確認
物資の品質・動作確認を含めた棚卸
- (2) 物資の再配置
必要な物資を効率的に取り出せるよう再配置
- (3) ロケーションマップ等の作成
倉庫内作業の迅速化・効率化に向けた備蓄台帳及び配置図の作成
- (4) 在庫管理及び物資の搬出
物流・倉庫事業者の専門的知見と経験を活かしたオペレーション

3 予算額

5, 7 1 0 千円 (⊖ 5, 7 1 0 千円)

委託料	5, 7 1 0 千円
-----	-------------

消防団加入促進モデル事業について

消防保安室

1 目的

消防団は地域防災の中核を担う存在であり、今後も団員の確保が必要なことから、加入促進に資するモデル事業を実施し、消防団員の更なる確保を目指す。

2 内容

- (1) P R 動画の作成（新規）
消防団活動や団員募集に関する動画を作成して、県公式ウェブサイトや県公式 YouTube で公開し、P R に活用
- (2) P R 動画の映画館上映（新規）
P R 動画を映画館で上映し、消防団への理解と団員の募集を促進
- (3) 消防団応援の店登録事業の実施（新規）
団員へ特典や割引等のサービスを提供する「消防団応援の店（仮称）」を募集し、地域ぐるみでの消防団応援を促進
- (4) 市町村が実施する P R 活動等の支援（継続）
市町村が主体となって実施する、消防団活動体験型イベントや広報活動に対する支援
 - ・補助対象者：市町村
 - ・補 助 率：1 / 2
 - ・補 助 上 限：2 5 0 千円
- (5) 消防団員によるイベント運営及び P R（継続）
防災関連イベントへブースを出展し、若手及び女性消防団員が中心となった P R 活動を実施

3 予算額

5, 6 9 7 千円（ $\oplus$ 4, 9 4 7 千円 $\ominus$ 7 5 0 千円）

内訳 $\left(\begin{array}{ll} \text{需用費} & 8 4 3 \text{ 千円} \\ \text{委託料} & 4, 1 0 4 \text{ 千円} \\ \text{補助金} & 7 5 0 \text{ 千円} \end{array} \right)$

消防団加入促進モデル事業について

消防保安室

消防団員の減少・高齢化による地域防災力の低下

消防団の存在意義

地域密着

即時の対応力

有事の動員力

消防団の存在は認知されているが、地域での役割・貢献、やりがいや実態等が住民に十分に伝わっていない

住民イメージ

どんな活動をするの？

消防署と何が違う？

駆り出されて忙しい？

上下関係が厳しい？

消防の訓練が大変？

消防団に対する理解の促進

地域での役割・貢献・やりがい等が伝わる
広報・アピール

幅広い住民の入団促進

女性や若者など幅広い層の入団促進や将来の担い手育成

令和5年度

令和6年度

令和7年度

①PR動画の作成（新規）

- ・消防団活動や団員募集のPR動画を作成し、県のウェブサイト等に掲載



②PR動画の映画館上映（新規）

- ・PR動画を映画館で上映し、消防団への理解と団員の募集を促進



③消防団応援の店登録事業の実施（新規）

- ・消防団員へ特典や割引等のサービスを提供する「消防団応援の店」を募集し、頑張っている消防団員を応援



④市町村が実施するPR活動等の支援

- ・市町村が主体となって実施するPR活動等を支援（補助率 1/2、上限25万円）

○イベント等での消防団活動体験（消火体験、資機材操作体験など）



○加入促進のための広報活動強化（ウェブサイト作成、SNSで情報発信など）



⑤消防団員によるイベント運営及びPR

- ・防災関連イベントへブースを出展し、若手・女性団員によるPR活動を実施



消防団員の増加・地域防災力の充実強化

「情報通信技術の効果的な活用のための規制の見直しに伴う関係条例の整備に
関する条例案」について（議案第 6 5 号）

行政経営課

1 改正理由

情報通信技術の進展を踏まえたその効果的な活用のための規制の見直しにより県民の利便性の向上を図るため、指定管理者が定める利用料金に係る掲示の方法について所要の規定の整備を行う必要がある。

2 改正内容

アナログ規制の見直しにより、秋田県港湾施設管理条例（昭和 3 4 年秋田県条例第 1 9 号）など 2 5 条例（別紙）について、指定管理者は、利用料金を各施設において公衆の見やすいように掲示するほか、当該指定管理者のウェブサイトに掲載するように努めなければならないこととする。

3 施行期日

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行することとする。

(別紙)

条例名	所管課名
① 秋田県港湾施設管理条例（昭和 3 4 年秋田県条例第 1 9 号）	港湾空港課
② 秋田県立都市公園条例（昭和 5 0 年秋田県条例第 7 号）	都市計画課
③ 秋田県勤労身体障害者スポーツセンター条例（昭和 5 1 年秋田県条例第 4 4 号）	雇用労働政策課
④ 秋田県営自然公園施設条例（昭和 5 3 年秋田県条例第 5 号）	自然保護課
⑤ あきた芸術劇場条例（昭和 3 9 年秋田県条例第 3 号）	文化振興課
⑥ 秋田県総合保健センター条例（昭和 6 1 年秋田県条例第 3 4 号）	健康づくり推進課
⑦ 秋田県総合生活文化会館条例（平成元年秋田県条例第 1 0 号）	文化振興課
⑧ 秋田県金属鉱業研修技術センター条例（平成 2 年秋田県条例第 5 0 号）	クリーンエネルギー産業振興課
⑨ 秋田県営観光レクリエーション施設条例（平成 4 年秋田県条例第 3 6 号）	観光戦略課
⑩ 秋田県岩館漁港海岸休憩施設条例（平成 5 年秋田県条例第 3 5 号）	水産漁港課
⑪ 秋田県ふるさと村条例（平成 5 年秋田県条例第 4 5 号）	観光戦略課
⑫ 秋田県森林学習交流館条例（平成 7 年秋田県条例第 1 5 号）	森林環境保全課
⑬ 秋田県健康増進交流センター条例（平成 9 年秋田県条例第 1 5 号）	健康づくり推進課
⑭ 秋田県立田沢湖スポーツセンター条例（平成 1 0 年秋田県条例第 4 4 号）	スポーツ振興課
⑮ 秋田県大館能代空港周辺ふれあい緑地条例（平成 1 1 年秋田県条例第 3 6 号）	港湾空港課
⑯ 秋田県産業振興プラザ条例（平成 1 1 年秋田県条例第 7 9 号）	地域産業振興課
⑰ 秋田県立男鹿水族館条例（平成 1 5 年秋田県条例第 8 4 号）	観光戦略課
⑱ 秋田県社会福祉会館条例（平成 1 7 年秋田県条例第 6 2 号）	地域・家庭福祉課
⑲ 秋田県北部老人福祉総合エリア条例（平成 1 7 年秋田県条例第 6 3 号）	長寿社会課
⑳ 秋田県中央地区老人福祉総合エリア条例（平成 1 7 年秋田県条例第 6 4 号）	長寿社会課
㉑ 秋田県南部老人福祉総合エリア条例（平成 1 7 年秋田県条例第 6 5 号）	長寿社会課
㉒ 秋田県児童会館条例（平成 1 7 年秋田県条例第 7 2 号）	次世代・女性活躍支援課
㉓ 秋田県田沢湖スキー場条例（平成 1 8 年秋田県条例第 7 7 号）	観光戦略課
㉔ 秋田県青少年交流センター条例（平成 1 1 年秋田県条例第 5 号）	教育庁生涯学習課
㉕ 秋田県自然体験活動センター条例（平成 1 8 年秋田県条例第 8 6 号）	教育庁生涯学習課

新	旧
（利用料金の承認） 第十六条 略 2・3 略 4 指定管理者は、第一項の承認を受けた利用料金をマリーナ施設等において公衆の見やすいように<u>掲示するほか</u>、規則で定めるところにより、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によつて直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことを行い、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供するように努めなければならない。	（利用料金の承認） 第十六条 略 2・3 略 4 指定管理者は、第一項の承認を受けた利用料金をマリーナ施設等において公衆の見やすいように<u>掲示しておかなければ</u> い。 ならない

秋田県立都市公園条例の一部改正（第一条第二号による改正）

新	旧
（利用料金の承認） 第二十三条 略 2・3 略 4 特定指定管理者は、第一項の承認を受けた利用料金を当該都市公園において公衆の見やすいように<u>掲示するほか</u>、規則で定めるところにより、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によつて直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことを行い、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供するように努めなければならない。	（利用料金の承認） 第二十三条 略 2・3 略 4 特定指定管理者は、第一項の承認を受けた利用料金を当該都市公園において公衆の見やすいように<u>掲示しておかなければ</u> ない。 なら

秋田県勤労身体障害者スポーツセンター条例の一部改正（第一条第三号による改正）

新	旧
（利用料金の承認） 第十一条 略 2・3 略 4 指定管理者は、第一項の承認を受けた利用料金をセンターにおいて公衆の見やすいように<u>掲示するほか</u>、規則で定めるところにより、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によつて直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことを行い、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供するように努めなければならない。	（利用料金の承認） 第十一条 略 2・3 略 4 指定管理者は、第一項の承認を受けた利用料金をセンターにおいて公衆の見やすいように<u>掲示しておかなければ</u> ならない。

秋田県営自然公園施設条例の一部改正（第一条第四号による改正）

新	旧
（利用料金の承認） 第十三条 略 2・3 略 4 指定管理者は、第一項の承認を受けた利用料金を秋田県営玉川園地駐車場において公衆の見やすいように<u>掲示するほか</u>、規則で定めるところにより、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によつて直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことを行い、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供するように努めなければならない。	（利用料金の承認） 第十三条 略 2・3 略 4 指定管理者は、第一項の承認を受けた利用料金を秋田県営玉川園地駐車場において公衆の見やすいように<u>掲示しておかなければ</u> ならない。

あきた芸術劇場条例の一部改正（第二条第一号による改正）

新	（利用料金の承認） 第十三条 略 2・3 略 4 指定管理者は、第一項の承認を受けた利用料金を劇場において公衆の見やすいように掲示するほか、規則で定めるところにより、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によつて直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供するように努めなければならない。	旧	（利用料金の承認） 第十三条 略 2・3 略 4 指定管理者は、第一項の承認を受けた利用料金を劇場において公衆の見やすいように掲示しておかなければ ならない。
---	---	---	--

秋田県総合保健センター条例の一部改正（第二条第二号による改正）

新	（利用料金の承認） 第十二条 略 2・3 略 4 指定管理者は、第一項の承認を受けた利用料金をセンターにおいて公衆の見やすいように掲示するほか、規則で定めるところにより、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によつて直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供するように努めなければならない。	旧	（利用料金の承認） 第十二条 略 2・3 略 4 指定管理者は、第一項の承認を受けた利用料金をセンターにおいて公衆の見やすいように掲示しておかなければ ならない。
---	---	---	--

秋田県総合生活文化会館条例の一部改正（第二条第三号による改正）

新	（利用料金の承認） 第十二条 略 2・3 略 4 指定管理者は、第一項の承認を受けた利用料金を会館において公衆の見やすいように掲示するほか、規則で定めるところにより、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によつて直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供するように努めなければならない。	旧	（利用料金の承認） 第十二条 略 2・3 略 4 指定管理者は、第一項の承認を受けた利用料金を会館において公衆の見やすいように掲示しておかなければ ならない。
---	---	---	--

秋田県金属鉱業研修技術センター条例の一部改正（第二条第四号による改正）

新	（利用料金の承認） 第十一条 略 2・3 略 4 指定管理者は、第一項の承認を受けた利用料金をセンターにおいて公衆の見やすいように掲示するほか、規則で定めるところにより、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によつて直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供するように努めなければならない。	旧	（利用料金の承認） 第十一条 略 2・3 略 4 指定管理者は、第一項の承認を受けた利用料金をセンターにおいて公衆の見やすいように掲示しておかなければ ならない。
---	---	---	--

秋田県営観光レクリエーション施設条例の一部改正（第二条第五号による改正）

新	（利用料金の承認） 第十二条 略 2・3 略 4 指定管理者は、第一項の承認を受けた利用料金を当該観光レクリエーション施設において公衆の見やすいように掲示するほか、規則で定めるところにより、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供するように努めなければならない。	旧	（利用料金の承認） 第十二条 略 2・3 略 4 指定管理者は、第一項の承認を受けた利用料金を当該観光レクリエーション施設において公衆の見やすいように掲示しておかなければ ならない。
---	---	---	--

秋田県岩館漁港海岸休憩施設条例の一部改正（第二条第六号による改正）

新	（利用料金の承認） 第八条 略 2・3 略 4 指定管理者は、第一項の承認を受けた利用料金を休憩施設において公衆の見やすいように掲示するほか、規則で定めるところにより、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供するように努めなければならない。	旧	（利用料金の承認） 第八条 略 2・3 略 4 指定管理者は、第一項の承認を受けた利用料金を休憩施設において公衆の見やすいように掲示しておかなければ ならない。
---	--	---	---

秋田県ふるさと村条例の一部改正（第二条第七号による改正）

新	（利用料金の承認） 第二十二条 略 2・3 略 4 指定管理者は、第一項の承認を受けた利用料金（テナント施設の利用料金を除く。）をふるさと村において公衆の見やすいように掲示するほか、規則で定めるところにより、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供するように努めなければならない。	旧	（利用料金の承認） 第二十二条 略 2・3 略 4 指定管理者は、第一項の承認を受けた利用料金（テナント施設の利用料金を除く。）をふるさと村において公衆の見やすいように掲示しておかなければ ならない。
---	--	---	---

秋田県森林学習交流館条例の一部改正（第二条第八号による改正）

新	（利用料金の承認） 第十三条 略 2・3 略 4 指定管理者は、第一項の承認を受けた利用料金を学習交流館において公衆の見やすいように掲示するほか、規則で定めるところにより、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供するように努めなければならない。	旧	（利用料金の承認） 第十三条 略 2・3 略 4 指定管理者は、第一項の承認を受けた利用料金を学習交流館において公衆の見やすいように掲示しておかなければ ならない。
---	--	---	---

秋田県健康増進交流センター条例（第二条第九号による改正）

新	（利用料金の承認） 第十一条 略 2・3 略 4 指定管理者は、第一項の承認を受けた利用料金をセンターにおいて公衆の見やすいように掲示するほか、規則で定めるところにより、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供するように努めなければならない。	旧	（利用料金の承認） 第十一条 略 2・3 略 4 指定管理者は、第一項の承認を受けた利用料金をセンターにおいて公衆の見やすいように掲示しておかなければ
---	---	---	---

秋田県立田沢湖スポーツセンター条例の一部改正（第二条第十号による改正）

新	（利用料金の承認） 第十一条 略 2・3 略 4 指定管理者は、第一項の承認を受けた利用料金をセンターにおいて公衆の見やすいように掲示するほか、規則で定めるところにより、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供するように努めなければならない。	旧	（利用料金の承認） 第十一条 略 2・3 略 4 指定管理者は、第一項の承認を受けた利用料金をセンターにおいて公衆の見やすいように掲示しておかなければ ならない。
---	---	---	--

秋田県大館能代空港周辺ふれあい緑地条例の一部改正（第二条第十一号による改正）

新	（利用料金の承認） 第十三条 略 2・3 略 4 指定管理者は、第一項の承認を受けた利用料金をふれあい緑地において公衆の見やすいように掲示するほか、規則で定めるところにより、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供するように努めなければならない。	旧	（利用料金の承認） 第十三条 略 2・3 略 4 指定管理者は、第一項の承認を受けた利用料金をふれあい緑地において公衆の見やすいように掲示しておかなければ ならない。
---	---	---	--

秋田県産業振興プラザ条例の一部改正（第二条第十二号による改正）

新	（利用料金の承認） 第十一条 略 2・3 略 4 指定管理者は、第一項の承認を受けた利用料金をプラザにおいて公衆の見やすいように掲示するほか、規則で定めるところにより、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供するように努めなければならない。	旧	（利用料金の承認） 第十一条 略 2・3 略 4 指定管理者は、第一項の承認を受けた利用料金をプラザにおいて公衆の見やすいように掲示しておかなければ ならない。
---	--	---	---

秋田県立男鹿水族館条例の一部改正（第二条第十三号による改正）

新	旧
（利用料金の承認） 第九条 略 2・3 略 4 指定管理者は、第一項の承認を受けた利用料金を水族館において公衆の見やすいように掲示するほか、規則で定めるところにより、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によつて直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供するように努めなければならない。	（利用料金の承認） 第九条 略 2・3 略 4 指定管理者は、第一項の承認を受けた利用料金を水族館において公衆の見やすいように掲示しておかなければ ならない。

秋田県社会福祉会館条例の一部改正（第二条第十四号による改正）

新	旧
（利用料金の承認） 第十二条 略 2・3 略 4 指定管理者は、第一項の承認を受けた利用料金を会館において公衆の見やすいように掲示するほか、規則で定めるところにより、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によつて直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供するように努めなければならない。	（利用料金の承認） 第十二条 略 2・3 略 4 指定管理者は、第一項の承認を受けた利用料金を会館において公衆の見やすいように掲示しておかなければ ならない。

秋田県北部老人福祉総合エリア条例の一部改正（第二条第十五号による改正）

新	旧
（利用料金の承認） 第十一条 略 2・3 略 4 指定管理者は、第一項の承認を受けた利用料金をエリアにおいて公衆の見やすいように掲示するほか、規則で定めるところにより、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によつて直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供するように努めなければならない。	（利用料金の承認） 第十一条 略 2・3 略 4 指定管理者は、第一項の承認を受けた利用料金をエリアにおいて公衆の見やすいように掲示しておかなければ ならない。

秋田県中央地区老人福祉総合エリア条例の一部改正（第二条第十六号による改正）

新	旧
（利用料金の承認） 第十一条 略 2・3 略 4 指定管理者は、第一項の承認を受けた利用料金をエリアにおいて公衆の見やすいように掲示するほか、規則で定めるところにより、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によつて直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供するように努めなければならない。	（利用料金の承認） 第十一条 略 2・3 略 4 指定管理者は、第一項の承認を受けた利用料金をエリアにおいて公衆の見やすいように掲示しておかなければ ならない。

秋田県南部老人福祉総合エリア条例の一部改正（第二条第十七号による改正）

新	（利用料金の承認） 第十一条 略 2・3 略 4 指定管理者は、第一項の承認を受けた利用料金をエリアにおいて公衆の見やすいように掲示するほか、規則で定めるところにより、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によつて直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供するように努めなければならない。	旧	（利用料金の承認） 第十一条 略 2・3 略 4 指定管理者は、第一項の承認を受けた利用料金をエリアにおいて公衆の見やすいように掲示しておかなければ ならない。
---	--	---	---

秋田県児童会館条例の一部改正（第二条第十八号による改正）

新	（利用料金の承認） 第十一条 略 2・3 略 4 指定管理者は、第一項の承認を受けた利用料金を会館において公衆の見やすいように掲示するほか、規則で定めるところにより、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によつて直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供するように努めなければならない。	旧	（利用料金の承認） 第十一条 略 2・3 略 4 指定管理者は、第一項の承認を受けた利用料金を会館において公衆の見やすいように掲示しておかなければ ならない。
---	---	---	--

秋田県田沢湖スキー場条例の一部改正（第二条第十九号による改正）

新	（利用料金の承認） 第十一条 略 2・3 略 4 指定管理者は、第一項の承認を受けた利用料金をスキー場において公衆の見やすいように掲示するほか、規則で定めるところにより、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によつて直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供するように努めなければならない。	旧	（利用料金の承認） 第十一条 略 2・3 略 4 指定管理者は、第一項の承認を受けた利用料金をスキー場において公衆の見やすいように掲示しておかなければ ならない。
---	---	---	--

秋田県青少年交流センター条例の一部改正（第三条第一号による改正）

新	（利用料金の承認） 第十一条 略 2・3 略 4 指定管理者は、第一項の承認を受けた利用料金をセンターにおいて公衆の見やすいように掲示するほか、教育委員会規則で定めるところにより、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によつて直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供するように努めなければならない。	旧	（利用料金の承認） 第十一条 略 2・3 略 4 指定管理者は、第一項の承認を受けた利用料金をセンターにおいて公衆の見やすいように掲示しておかなければ ならない。
---	--	---	--

旧

「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案」について（議案第66号）

人事課

1 改正理由

刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）による刑法（明治40年法律第45号）の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行う必要がある。

2 改正内容

道路交通等保全に関する条例（昭和24年秋田県条例第25号）など25条例（別紙）について、懲役及び禁錮が廃止され新たに拘禁刑が設けられたことに伴い、所要の規定の整理を行う。

※ 拘禁刑

懲役と禁錮を一本化し、刑に処せられた者の改善更生を図るため、刑事施設において必要な作業を行わせ、又は必要な指導を行うことができるものとする新たな刑罰

3 施行期日等

- (1) この条例は、刑法等の一部を改正する法律の施行の日（令和7年6月1日）から施行することとする。
- (2) この条例の施行に関し所要の経過措置を規定することとする。

(別紙)

条例名	所管課名
① 道路交通等保全に関する条例（昭和 24 年秋田県条例第 25 号）	警察本部警備第二課
② 一般職の職員の給与に関する条例（昭和 28 年秋田県条例第 22 号）	人事課
③ 市町村立学校職員の給与等に関する条例（昭和 28 年秋田県条例第 59 号）	教育庁教職員給与課
④ 職員の退職手当に関する条例（昭和 28 年秋田県条例第 80 号）	人事課
⑤ 知事等の給与および旅費に関する条例（昭和 31 年秋田県条例第 33 号）	人事課
⑥ 企業職員の給与の種類および基準を定める条例（昭和 31 年秋田県条例第 51 号）	公営企業課
⑦ 教育長の給与及び旅費等に関する条例（昭和 58 年秋田県条例第 17 号）	教育庁教職員給与課
⑧ 秋田県退職年金等および退職一時金等に関する条例（昭和 32 年秋田県条例第 26 号）	人事課
⑨ 秋田県立自然公園条例（昭和 33 年秋田県条例第 38 号）	自然保護課
⑩ 秋田県迷惑行為防止条例（昭和 39 年秋田県条例第 76 号）	警察本部生活安全企画課
⑪ 秋田県自然環境保全条例（昭和 48 年秋田県条例第 23 号）	自然保護課
⑫ 秋田県屋外広告物条例（昭和 49 年秋田県条例第 20 号）	都市計画課
⑬ 秋田県青少年の健全育成と環境浄化に関する条例（昭和 53 年秋田県条例第 33 号）	次世代・女性活躍支援課
⑭ 秋田県情報公開条例（昭和 62 年秋田県条例第 3 号）	広報広聴課
⑮ 拡声機による暴騒音の規制に関する条例（平成 5 年秋田県条例第 28 号）	警察本部警備第二課
⑯ 秋田県性風俗関連特殊営業の青少年による利用の防止に関する条例（平成 13 年秋田県条例第 73 号）	警察本部人身安全対策課
⑰ 秋田県統計調査条例（平成 21 年秋田県条例第 14 号）	調査統計課
⑱ 秋田県暴力団排除条例（平成 23 年秋田県条例第 29 号）	警察本部組織犯罪対策課
⑲ 秋田県行政不服審査会条例（平成 27 年秋田県条例第 58 号）	広報広聴課
⑳ 個人情報保護に関する法律施行条例（令和 4 年秋田県条例第 49 号）	広報広聴課
㉑ 秋田県個人情報保護審査会条例（令和 4 年秋田県条例第 50 号）	広報広聴課
㉒ 秋田県議会の保有する個人情報の保護に関する条例（令和 4 年秋田県条例第 53 号）	議会事務局政務調査課
㉓ 秋田県心身障害者扶養共済制度条例（昭和 45 年秋田県条例第 13 号）	障害福祉課
㉔ 秋田県公害防止条例（昭和 46 年秋田県条例第 52 号）	環境管理課
㉕ 砂防法施行条例（平成 15 年秋田県条例第 32 号）	河川砂防課

新	旧
第五条 第一条の規定に違反して許可を受けない示威行進又は示威運動を指揮した者、第三条に規定する申請書に虚偽の記載をして許可を受けた者又は前条第三項の規定に基づいて公安委員会が付した許可の条件に違反した者は、 一年以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。	第五条 第一条の規定に違反して許可を受けない示威行進又は示威運動を指揮した者、第三条に規定する申請書に虚偽の記載をして許可を受けた者又は前条第三項の規定に基づいて公安委員会が付した許可の条件に違反した者は、これを一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一般職の職員の給与に関する条例の一部改正（第一条による改正）	
新	旧
第二十一条の二 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第一項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第四号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。 一・二 略 三 基準日前一箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前二号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に拘禁刑以上の刑に処せられたもの 四 次条第一項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたもの	第二十一条の二 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第一項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第四号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。 一・二 略 三 基準日前一箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前二号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの 四 次条第一項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

第二十一条の三 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされている職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。	
第二十一条の三 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされている職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。	第二十一条の三 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされている職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。
一 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）第六編に規定する略式手続によるものを除く。第五項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合	一 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）第六編に規定する略式手続によるものを除く。第五項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合
二 略	二 略
2 4 略	2 4 略
5 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至つた場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならぬ。ただし、第三号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。	5 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至つた場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならぬ。ただし、第三号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
一 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となつた行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられなかつた場合	一 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となつた行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかつた場合
二・三 略	二・三 略
6 9 略	6 9 略

新	旧
市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部改正（第三条による改正）	

第二十二条の二 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第一項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第四号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。 一・二 略 三 基準日前一箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前二号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの 四 次条第一項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの	第二十二条の二 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第一項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第四号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。 一・二 略 三 基準日前一箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前二号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの 四 次条第一項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの
第二十二条の三 県の教育委員会は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。 一 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>拘禁刑</u>以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）第六編に規定する略式手続によるものを除く。第五項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合 二 略 2ゝ4 略 5 県の教育委員会は、一時差し処分について、次の各号のいずれかに該当するに至つた場合には、速やかに当該一時差し処分を取り消さなければならない。ただし、第三号に該当する場合において、一時差し処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る	第二十二条の三 県の教育委員会は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。 一 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>禁錮</u>以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）第六編に規定する略式手続によるものを除く。第五項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合 二 略 2ゝ4 略 5 県の教育委員会は、一時差し処分について、次の各号のいずれかに該当するに至つた場合には、速やかに当該一時差し処分を取り消さなければならない。ただし、第三号に該当する場合において、一時差し処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る

2ゝ4 略 5 県の教育委員会は、一時差し処分について、次の各号のいずれかに該当するに至つた場合には、速やかに当該一時差し処分を取り消さなければならない。ただし、第三号に該当する場合において、一時差し処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る	2ゝ4 略 5 県の教育委員会は、一時差し処分について、次の各号のいずれかに該当するに至つた場合には、速やかに当該一時差し処分を取り消さなければならない。ただし、第三号に該当する場合において、一時差し処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る
6ゝ9 略 二・三 略 場合 刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差し処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。 一 一時差し処分を受けた者が当該一時差し処分の理由となつた行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられなかつた場合 二・三 略	6ゝ9 略 二・三 略 場合 刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差し処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。 一 一時差し処分を受けた者が当該一時差し処分の理由となつた行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられなかつた場合 二・三 略

職員の退職手当に関する条例の一部改正（第四条による改正） 新	旧
（退職手当の支払の差止め） 第十三条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。 一 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>拘禁刑</u>以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）第六編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。 二 略 2ゝ4 略 5 第一項又は第二項の規定による支払差し処分を行つた退職手当管理機関は、次の各号のいずれかに該当するに至つた場合には、速やかに当該支払差し処分を取り消さなければならない。ただし、第三号に該当する場合において、当該支払差し処分を受けた者	（退職手当の支払の差止め） 第十三条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。 一 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>禁錮</u>以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）第六編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。 二 略 2ゝ4 略 5 第一項又は第二項の規定による支払差し処分を行つた退職手当管理機関は、次の各号のいずれかに該当するに至つた場合には、速やかに当該支払差し処分を取り消さなければならない。ただし、第三号に該当する場合において、当該支払差し処分を受けた者

がその者の基礎在职期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

一 略

二 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となつた起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（拘禁刑以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があつた場合であつて、次条第一項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があつた日から六月を経過した場合

三 略

6
10
略

（退職後拘禁刑以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限）

第十四条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第一号又は第二号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第十二条第一項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

一 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在职期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に拘禁刑以上の刑に処せられたとき。

二・三 略

2
6
略

がその者の基礎在职期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

一 略

二 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となつた起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があつた場合であつて、次条第一項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があつた日から六月を経過した場合

三 略

6
10
略

（退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限）

第十四条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第一号又は第二号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第十二条第一項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

一 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在职期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。

二・三 略

2
6
略

（退職をした者の退職手当の返納）

第十五条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第十二条第一項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第十条第三項、第七項又は第九項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第十七条において「失業手当受給可能者」という。）であつた場合には、これらの規定により算出される金額（次条及び第十七条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

一 当該退職をした者が基礎在职期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたとき。

二・三 略

2
6
略

（退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付）

第十七条 略

2・3 略

4 退職手当の受給者が、当該退職の日から六月以内に基礎在职期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられた後において第十五条第一項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から六月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職

（退職をした者の退職手当の返納）

第十五条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第十二条第一項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第十条第三項、第七項又は第九項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第十七条において「失業手当受給可能者」という。）であつた場合には、これらの規定により算出される金額（次条及び第十七条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

一 当該退職をした者が基礎在职期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき。

二・三 略

2
6
略

（退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付）

第十七条 略

2・3 略

4 退職手当の受給者が、当該退職の日から六月以内に基礎在职期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第十五条第一項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から六月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職

をした者が失業手当受給可能者であつた場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。 5ゝ8 略	をした者が失業手当受給可能者であつた場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。 5ゝ8 略
--	--

知事等の給与および旅費に関する条例の一部改正（第五条第一号による改正）

新	旧
（期末手当） 第八条 略 2 略 3 次の各号のいずれかに該当する者には、第一項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第三号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。 一 基準日前一箇月以内又は基準日から支給日（当該基準日に係る期末手当を支給する日をいう。以下この項において同じ。）の前日までの間に次のいずれかに該当するに至つた者 （一）略 （二）<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられて失職した知事等 二 基準日前一箇月以内又は基準日から支給日の前日までの間に退職した知事等（前号に掲げる者を除く。）で、その退職した日から当該支給日の前日までの間に<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの 三 次項において準用する職員の給与条例第二十一条の三第一項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの	（期末手当） 第八条 略 2 略 3 次の各号のいずれかに該当する者には、第一項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第三号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。 一 基準日前一箇月以内又は基準日から支給日（当該基準日に係る期末手当を支給する日をいう。以下この項において同じ。）の前日までの間に次のいずれかに該当するに至つた者 （一）略 （二）<u>禁錮</u>以上の刑に処せられて失職した知事等 二 基準日前一箇月以内又は基準日から支給日の前日までの間に退職した知事等（前号に掲げる者を除く。）で、その退職した日から当該支給日の前日までの間に<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの 三 次項において準用する職員の給与条例第二十一条の三第一項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの

4 略 （退職手当） 第十条 略 2ゝ4 略 5 職員の退職手当に関する条例（昭和二十八年秋田県条例第八十号）第二条の二及び第十二条から第十八条まで（第十二条第四項（第十三条第十項、第十四条第五項、第十五条第六項、第十六条第二項及び第十七条第七項において準用する場合を含む。）、第十三条第八項及び第九項、第十四条第一項第二号、第十五条第一項第二号及び第二項（第十六条第二項及び第十七条第七項において準用する場合を含む。）、同条第五項並びに第十八条第三項を除く。）の規定は、知事等の退職手当について準用する。この場合において、第十二条第一項中「退職手当管理機関」とあるのは「退職手当管理機関（知事をいう。以下同じ。）」と、同項第一号中「懲戒免職処分」とあるのは「懲戒免職処分（罷免（心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認めるときの罷免を除く。）を含む。以下同じ。）」と、同項第二号中「地方公務員法第二十八条第四項の規定による失職（同法第十六条第三号に該当する場合を除く。）」とあるのは「<u>禁錮</u>以上の刑に処せられて失職」と読み替えるものとする。	4 略 （退職手当） 第十条 略 2ゝ4 略 5 職員の退職手当に関する条例（昭和二十八年秋田県条例第八十号）第二条の二及び第十二条から第十八条まで（第十二条第四項（第十三条第十項、第十四条第五項、第十五条第六項、第十六条第二項及び第十七条第七項において準用する場合を含む。）、第十三条第八項及び第九項、第十四条第一項第二号、第十五条第一項第二号及び第二項（第十六条第二項及び第十七条第七項において準用する場合を含む。）、同条第五項並びに第十八条第三項を除く。）の規定は、知事等の退職手当について準用する。この場合において、第十二条第一項中「退職手当管理機関」とあるのは「退職手当管理機関（知事をいう。以下同じ。）」と、同項第一号中「懲戒免職処分」とあるのは「懲戒免職処分（罷免（心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認めるときの罷免を除く。）を含む。以下同じ。）」と、同項第二号中「地方公務員法第二十八条第四項の規定による失職（同法第十六条第三号に該当する場合を除く。）」とあるのは「<u>禁錮</u>以上の刑に処せられて失職」と読み替えるものとする。
---	---

企業職員の給与の種類および基準を定める条例の一部改正（第五条第二号による改正）

新	旧
（期末手当） 第十条 略 2 次の各号のいずれかに該当する者には、前項の規定にかかわ	（期末手当） 第十条 略 2 次の各号のいずれかに該当する者には、前項の規定にかかわ

ず、当該各号の基準日に係る期末手当（第四号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。 一・二 略 三 基準日前一箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前二号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に拘禁刑以上の刑に処せられたもの 四 知事が定めるところにより期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたもの	ず、当該各号の基準日に係る期末手当（第四号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。 一・二 略 三 基準日前一箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前二号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの 四 知事が定めるところにより期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの
（退職手当） 第十三条 略 2・4 略 5 退職をした者に対しまだ当該退職に係る退職手当の額が支給されていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職をした者（第一号又は第二号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該退職手当の額の支給を受ける権利を承継した者）に対し、当該退職手当の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。 一 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあつては、知事が定める基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に拘禁刑以上の刑に処せられたとき。 二・三 略 6・7 略	（退職手当） 第十三条 略 2・4 略 5 退職をした者に対しまだ当該退職に係る退職手当の額が支給されていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職をした者（第一号又は第二号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該退職手当の額の支給を受ける権利を承継した者）に対し、当該退職手当の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。 一 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあつては、知事が定める基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。 二・三 略 6・7 略

教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部改正（第五条第三号による改正）

新	旧
（期末手当） 第三条 略 2・3 略 4 次の各号のいずれかに該当する者には、第一項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第三号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。 一 基準日前一箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に、罷免（心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認めるときは、罷免を除く。）をされ、又は拘禁刑以上の刑に処せられて失職した教育長 二 基準日前一箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に退職した教育長（前号に掲げる者を除く。）で、その退職した日から当該支給日の前日までの間に拘禁刑以上の刑に処せられたもの 三 次項において準用する職員の給与条例第二十一条の三第一項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたもの 5 略 （退職手当） 第四条 略 2・4 略 5 職員の退職手当に関する条例（昭和二十八年秋田県条例第八十号）第二条の二から第五条の五まで及び第十二条から第十八条まで（同条例第十二条第四項（同条例第十三条第十項、第十四条第	（期末手当） 第三条 略 2・3 略 4 次の各号のいずれかに該当する者には、第一項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第三号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。 一 基準日前一箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に、罷免（心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認めるときは、罷免を除く。）をされ、又は禁錮以上の刑に処せられて失職した教育長 二 基準日前一箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に退職した教育長（前号に掲げる者を除く。）で、その退職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの 三 次項において準用する職員の給与条例第二十一条の三第一項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの 5 略 （退職手当） 第四条 略 2・4 略 5 職員の退職手当に関する条例（昭和二十八年秋田県条例第八十号）第二条の二から第五条の五まで及び第十二条から第十八条まで（同条例第十二条第四項（同条例第十三条第十項、第十四条第

五項及び第十五条第六項（同条例第十六条第二項及び第十七条第七項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）<u>、第十三条第八項及び第九項、第十四条第一項第二号、第十五条第一項第二号及び第二項（同条例第十六条第二項及び第十七条第七項において準用する場合を含む。）<u>、同条第五項並びに第十八条第三項を除く。</u></u>）の規定は、教育長の退職手当について準用する。この場合において、同条例第十二条第一項中「退職手当管理機関」とあるのは「退職手当管理機関（知事をいう。以下同じ。）<u>」</u>と、同項第一号中「懲戒免職処分」とあるのは「罷免（心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認めるときの罷免を除く。以下同じ。）<u>」</u>と、同項第二号中「地方公務員法第二十八条第四項の規定による失職（同法第十六条第三号に該当する場合を除く。）<u>」</u>とあるのは「<u>禁錮</u> 以上の刑に処せられて失職」と、第十三条第二項第二号、第十四条第一項第三号、第十五条第一項第三号及び第十七条第一項から第三項までの規定中「懲戒免職処分」とあるのは「<u>罷免</u>」と読み替えるものとする。	五項及び第十五条第六項（同条例第十六条第二項及び第十七条第七項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）<u>、第十三条第八項及び第九項、第十四条第一項第二号、第十五条第一項第二号及び第二項（同条例第十六条第二項及び第十七条第七項において準用する場合を含む。）<u>、同条第五項並びに第十八条第三項を除く。</u></u>）の規定は、教育長の退職手当について準用する。この場合において、同条例第十二条第一項中「退職手当管理機関」とあるのは「退職手当管理機関（知事をいう。以下同じ。）<u>」</u>と、同項第一号中「懲戒免職処分」とあるのは「罷免（心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認めるときの罷免を除く。以下同じ。）<u>」</u>と、同項第二号中「地方公務員法第二十八条第四項の規定による失職（同法第十六条第三号に該当する場合を除く。）<u>」</u>とあるのは「<u>禁錮</u> 以上の刑に処せられて失職」と、第十三条第二項第二号、第十四条第一項第三号、第十五条第一項第三号及び第十七条第一項から第三項までの規定中「懲戒免職処分」とあるのは「<u>罷免</u>」と読み替えるものとする。
---	---

秋田県退職年金等および退職一時金等に関する条例の一部改正（第六条による改正）	新	（在職年の除算） 第六条 次 に掲げる年月数は、在職年から除算する。 一 退職年金又は公務傷病年金を受ける権利が消滅した場合において、その退職給権の基礎となつた在職年 二 略 三 職員が退職後在職中の職務に関する犯罪（過失犯を除く。）について拘禁刑以上の刑に処せられたときは、その犯罪の時を含む引き続きした在职年月数
（在職年の除算） 第六条 次 に掲げる年月数は、在職年から除算する。 一 退職年金または公務傷病年金を受ける権利が消滅した場合において、その退職給権の基礎となつた在職年 二 略 三 職員が退職後在職中の職務に関する犯罪（過失犯を除く。）について禁こ 以上の刑に処せられたときは、その犯罪の時を含む引き続きした在职年月数	旧	（在職年の除算） 第六条 次 に掲げる年月数は、在職年から除算する。 一 退職年金または公務傷病年金を受ける権利が消滅した場合において、その退職給権の基礎となつた在職年 二 略 三 職員が退職後在職中の職務に関する犯罪（過失犯を除く。）について禁こ 以上の刑に処せられたときは、その犯罪の時を含む引き続きした在职年月数

四 略 （失格） 第十一条 職員が次の各号のいずれかに該当するときは、その引き続きした在职について、退職給を受ける資格を失う。 一 懲戒又は教員免許状取上げの処分により退職したとき。 二 在職中拘禁刑以上の刑に処せられたとき。 （失権） 第二十一条 退職年金等（第二号又は第三号の場合にあつては、通算退職年金及び通算遺族年金を除く。）を受ける権利を有する者が次の各号のいずれかに該当するときは、その権利は消滅する。 一 略 二 死刑又は無期若しくは三年を超える拘禁刑に処せられたとき。 三 略 2 在職中の職務に関する犯罪（過失犯を除く。）により拘禁刑以上の刑に処せられたときは、退職年金等（通算退職年金及び通算遺族年金を除く。）を受ける権利は消滅する。ただし、その在職が退職年金を受けた後になされたものであるときは、その再在職によつて生じた権利のみが消滅する。 （退職年金の停止） 第二十九条 退職年金は、これを受ける者が三年以下の拘禁刑に処せられたときは、その日の属する月の翌月からその執行を終わり、又は執行を受けることがなくなる日の属する月まで停止する。ただし、刑の全部の執行猶予の言渡しを受けたときは停止せず、刑の一部の執行猶予の言渡しを受けたときは、その刑のうち執行が猶予されなかつた部分の期間の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなる日の属する月の翌月以降は停止しな	四 略 （失格） 第十一条 職員が次の各号の一に 該当するときは、その引き続きした在职について、退職給を受ける資格を失う。 一 懲戒または教員免許状取上げの処分により退職したとき。 二 在職中禁こ 以上の刑に処せられたとき。 （失権） 第二十一条 退職年金等（第二号又は第三号の場合にあつては、通算退職年金及び通算遺族年金を除く。）を受ける権利を有する者が次の各号の一に 該当するときは、その権利は消滅する。 一 略 二 死刑又は無期若しくは三年を超える懲役若しくは禁この刑に処せられたとき。 三 略 2 在職中の職務に関する犯罪（過失犯を除く。）により禁こ 以上の刑に処せられたときは、退職年金等（通算退職年金及び通算遺族年金を除く。）を受ける権利は消滅する。ただし、その在職が退職年金を受けた後になされたものであるときは、その再在職によつて生じた権利のみが消滅する。 （退職年金の停止） 第二十九条 退職年金は、これを受ける者が三年以下の懲役又は禁錮の刑に処せられたときは、その日の属する月の翌月からその執行を終わり、又は執行を受けることがなくなる日の属する月まで停止する。ただし、刑の全部の執行猶予の言渡しを受けたときは停止せず、刑の一部の執行猶予の言渡しを受けたときは、その刑のうち執行が猶予されなかつた部分の期間の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなる日の属する月の翌月以降は停止しな
--	---

い。これらの言渡しを執行猶予の期間中に取り消されたときは、取消しの日の属する月の翌月から刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなる日の属する月まで停止する。

(遺族年金の停止)

第五十二条 遺族年金を受ける者が三年以下の拘禁刑に処せられたときは、その日の属する月の翌月からその刑の執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなる日の属する月まで遺族年金を停止する。ただし、刑の全部の執行猶予の言渡しを受けたときは停止せず、刑の一部の執行猶予の言渡しを受けたときは、その刑のうち執行が猶予されなかつた部分の期間の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなる日の属する月の翌月以降は停止しない。これらの言渡しを執行猶予の期間中に取り消されたときは、取消しの日の属する月の翌月から刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなる日の属する月まで停止する。

2 前項の規定は、拘禁刑以上の刑に処せられ、刑の執行中又はその執行前にある者に遺族年金の給与事由が発生した場合に準用する。

い。これらの言渡しを執行猶予の期間中に取り消されたときは、取消しの日の属する月の翌月から刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなる日の属する月まで停止する。

(遺族年金の停止)

第五十二条 遺族年金を受ける者が三年以下の懲役又は禁錮の刑に処せられたときは、その日の属する月の翌月からその刑の執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなる日の属する月まで遺族年金を停止する。ただし、刑の全部の執行猶予の言渡しを受けたときは停止せず、刑の一部の執行猶予の言渡しを受けたときは、その刑のうち執行が猶予されなかつた部分の期間の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなる日の属する月の翌月以降は停止しない。これらの言渡しを執行猶予の期間中に取り消されたときは、取消しの日の属する月の翌月から刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなる日の属する月まで停止する。

2 前項の規定は禁錮以上の刑に処せられ、刑の執行中又はその執行前にある者に遺族年金の給与事由が発生した場合に準用する。

秋田県立自然公園条例の一部改正（第七条第一号による改正）

新	旧
第三十五条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。 一・二 略	第三十五条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の懲役 又は百万円以下の罰金に処する。 一・二 略
第三十六条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行	第三十六条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行

為をした者は、六月以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。
一・三 略

為をした者は、六月以下の懲役 又は五十万円以下の罰金に処する。
一・三 略

秋田県迷惑行為防止条例の一部改正（第七条第二号による改正）

新	旧
(罰則) 第十七条 第五条の規定に違反した者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。 2 常習として前項の違反行為をした者は、二年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。 第十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。 一・二 略 2 常習として前項第一号の違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。 第十九条 略 2 常習として前項の違反行為をした者は、六月以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。 第二十条 略 2 常習として前項の違反行為をした者は、六月以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。	(罰則) 第十七条 第五条の規定に違反した者は、一年以下の懲役 又は百万円以下の罰金に処する。 2 常習として前項の違反行為をした者は、二年以下の懲役 又は百万円以下の罰金に処する。 第十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役 又は五十万円以下の罰金に処する。 一・二 略 2 常習として前項第一号の違反行為をした者は、一年以下の懲役 又は百万円以下の罰金に処する。 第十九条 略 2 常習として前項の違反行為をした者は、六月以下の懲役 又は百万円以下の罰金に処する。 第二十条 略 2 常習として前項の違反行為をした者は、六月以下の懲役 又は五十万円以下の罰金に処する。

秋田県自然環境保全条例の一部改正（第七条第三号による改正）

新	第四十一条 第十八条又は第二十三条の規定による命令に違反した者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。
旧	第四十一条 第十八条又は第二十三条の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役 又は百万円以下の罰金に処する。
新	第四十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。 一・二 略
旧	第四十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役 又は五十万円以下の罰金に処する。 一・二 略

秋田県屋外広告物条例の一部改正（第七条第四号による改正）

新	（罰則） 第二十九条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。 一・三 略
旧	（罰則） 第二十九条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役 又は五十万円以下の罰金に処する。 一・三 略

秋田県青少年の健全育成と環境浄化に関する条例の一部改正（第七条第五号による改正）

新	第二十七条 第十四条第一項又は第二項の規定に違反した者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。 2・5 略
旧	第二十七条 第十四条第一項又は第二項の規定に違反した者は、一年以下の懲役 又は五十万円以下の罰金に処する。 2・5 略

秋田県情報公開条例の一部改正（第七条第六号による改正）

新	（罰則） 第三十四条 第二十六条の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。
旧	（罰則） 第三十四条 第二十六条の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役 又は五十万円以下の罰金に処する。

拡声機による暴騒音の規制に関する条例の一部改正（第七条第七号による改正）

新	（罰則） 第九条 第五条第一項の規定による警察官の命令又は同条第二項の規定による警察署長の命令に違反した者は、六月以下の拘禁刑又は二十万円以下の罰金に処する。 2 略
旧	（罰則） 第九条 第五条第一項の規定による警察官の命令又は同条第二項の規定による警察署長の命令に違反した者は、六月以下の懲役 又は二十万円以下の罰金に処する。 2 略

秋田県性風俗関連特殊営業の青少年による利用の防止に関する条例の一部改正（第七条第八号による改正）

新	（罰則） 第十四条 第十一条の規定による公安委員会の命令に違反した者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。 2 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。
旧	（罰則） 第十四条 第十一条の規定による公安委員会の命令に違反した者は、一年以下の懲役 又は五十万円以下の罰金に処する。 2 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役 又は三十万円以下の罰金に処する。

一〇三略 3〃5略	一〇三略 3〃5略
-------------------------	-------------------------

秋田県統計調査条例の一部改正（第七条第九号による改正）	
新	旧
（罰則） 第十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。 一・二略 2略 第十七条 第十三条第一項各号に掲げる者が、その取扱いに係る調査票情報を、自己又は第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。 第十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。 一・二略	（罰則） 第十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。 一・二略 2略 第十七条 第十三条第一項各号に掲げる者が、その取扱いに係る調査票情報を、自己又は第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。 第十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。 一・二略

秋田県暴力団排除条例の一部改正（第七条第十号による改正）	
新	旧
（罰則） 第十八条 第九条第一項の規定に違反した者は、一年以下の拘禁刑	（罰則） 第十八条 第九条第一項の規定に違反した者は、一年以下の懲役

又は五十万円以下の罰金に処する。	又は五十万円以下の罰金に処する。
------------------	------------------

秋田県行政不服審査会条例の一部改正（第七条第十一号による改正）	
新	旧
（罰則） 第八条 第二条第五項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。	（罰則） 第八条 第二条第五項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

個人情報保護に関する法律施行条例の一部改正（第七条第十二号による改正）	
新	旧
1〃5略 附則 6 附則第三項各号に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第五十二条に規定する個人情報ファイルをこの条例の施行後に提供したときは、二年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。 7 附則第三項各号に掲げる者が、その業務又は事務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例第二条第四号に規定する行政文書に記録されている同条第一号に規定する個人情報をもこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。 8〃16略	1〃5略 附則 6 附則第三項各号に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第五十二条に規定する個人情報ファイルをこの条例の施行後に提供したときは、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。 7 附則第三項各号に掲げる者が、その業務又は事務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例第二条第四号に規定する行政文書に記録されている同条第一号に規定する個人情報をもこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。 8〃16略

秋田県個人情報保護審査会条例の一部改正（第七条第十三号による改正）

新	（罰則） 第十二条 第二条第五項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。
旧	（罰則） 第十二条 第二条第五項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

秋田県議会の保有する個人情報の保護に関する条例の一部改正（第七条第十四号による改正）

新	第五十四条 職員若しくは職員であつた者、第九条第二項若しくは第十五条第五項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第二条第五項第一号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、二年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。
旧	第五十四条 職員若しくは職員であつた者、第九条第二項若しくは第十五条第五項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第二条第五項第一号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第五十五条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報若しくは自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。	第五十五条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報若しくは自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。
第五十六条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。	第五十六条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

秋田県心身障害者扶養共済制度条例の一部改正（第八条による改正）

新	（年金の支給停止） 第十二条 第十条第一項の規定により年金を支給される心身障害者（以下「年金受給権者」という。）が、次の各号のいずれかに該当するときは、その該当する期間、年金の支給を停止する。 一 略 二 拘禁刑 の刑に処せられ、刑の執行を受けているとき。 三 略	旧	（年金の支給停止） 第十二条 第十条第一項の規定により年金を支給される心身障害者（以下「年金受給権者」という。）が、次の各号のいずれかに該当するときは、その該当する期間、年金の支給を停止する。 一 略 二 懲役又は禁錮の刑に処せられ、刑の執行を受けているとき。 三 略
---	--	---	--

秋田県公害防止条例の一部改正（第九条による改正）

新	（罰則） 第八十五条 第二十三条、第二十八条第一項、第四十四条又は第四十七条第一項の規定による命令に違反した者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。 第八十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。	旧	（罰則） 第八十五条 第二十三条、第二十八条第一項、第四十四条又は第四十七条第一項の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。 第八十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。
---	---	---	---

一〇四 略 2 過失により、前項第一号の罪を犯した者は、三月以下の拘禁刑又は二十万円以下の罰金に処する。 第八十七条 第五十五条、第五十六条第四項又は第六十二条の規定による命令に違反した者は、六月以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。 第八十八条 第二十條第一項、第二十二條第一項、第四十一條第一項又は第四十三條第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、三月以下の拘禁刑又は二十万円以下の罰金に処する。 第八十八条の二 第六十条又は第六十一条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、三月以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。	一〇四 略 2 過失により、前項第一号の罪を犯した者は、三月以下の禁錮又は二十万円以下の罰金に処する。 第八十七条 第五十五条、第五十六条第四項又は第六十二条の規定による命令に違反した者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。 第八十八条 第二十條第一項、第二十二條第一項、第四十一條第一項又は第四十三條第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、三月以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。 第八十八条の二 第六十条又は第六十一条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、三月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。
---	---

砂防法施行条例の一部改正（第十条による改正）

新 (罰則) 第二十一条 次のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は二十万円以下の罰金に処する。 一〇十 略	旧 (罰則) 第二十一条 次のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは禁錮又は二十万円以下の罰金に処する。 一〇十 略
---	--

「職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例案」
について（議案第 67 号）

人事課

1 改正理由

過失による交通事故に起因して職員が失職する場合がある現状に鑑み、失職の特例を定める必要がある。

2 改正内容

- (1) 題名を「職員の分限に関する条例」に改めることとする。
- (2) 任命権者は、過失による交通事故に係る罪により拘禁刑以上の刑に処せられ、その刑の全部の執行を猶予された職員については、情状を考慮して特に必要があると認めるときは、その職を失わないものとしてすることができることとする。

3 施行期日等

- (1) この条例は、公布の日から施行することとする。
- (2) この条例の施行に関し所要の経過措置を規定することとする。

新	旧
職員の分限に関する条例 (この条例の目的) 第一条 この条例は、地方公務員法（以下「法」という。）第二十八條第三項及び第四項の規定に基づき、職員の意に反する降任、免職、休職及び降給の手続及び効果並びに失職の特例に關し規定することを目的とする。 (失職の特例) 第五條 任命権者は、過失による交通事故に係る罪により拘禁刑以上の刑に処せられ、その刑の全部の執行を猶予された職員について、情状を考慮して特に必要があると認めるときは、その職を失わな^いものとする^{ことができる}。 2 前項の規定によりその職を失^{わな}いものとされた職員がその刑の全部の執行猶予の言渡しを取り消されたときは、その職を失^う。 第六條 略	職員の分限に関する手続及び効果に関する条例 (この条例の目的) 第一条 この条例は、地方公務員法（以下「法」という。）第二十八條第三項 の規定に基づき、職員の意に反する降任、免職、休職及び降給の手続及び効果 に關し規定することを目的とする。 第五條 略

「秋田県行政機関設置条例の一部を改正する条例案」について（議案第 6 8 号）

人事課

1 改正理由

動物の愛護及び管理並びに狂犬病の予防に関する施策を一層推進するため、秋田県動物愛護センターの所管区域の見直しを行う必要がある。

2 改正内容

- (1) 保健所の事務から動物の管理に関する事務を除くこととする。
- (2) 動物愛護センターの所管区域を秋田県とすることとする。

業 務	現 行	改 正 後
・ 動物の管理 （犬、猫の引取り等） ・ 狂犬病の予防 （狂犬病罹患犬の処分等）	・ 保健所 【秋田中央保健所を除く】 ・ 動物愛護センター 【秋田中央保健所管内 （男鹿市、潟上市、南秋田郡）】	・ 動物愛護センター【山本地区・秋田地区・由利地区】 ・ 動物愛護センター県北支所（大館福祉環境部環境指導課内） 【鹿角地区・北秋田地区】 ・ 動物愛護センター県南支所（仙北福祉環境部環境指導課内） 【仙北地区・平鹿地区・雄勝地区】

3 施行期日等

- (1) この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行することとする。
- (2) この条例の施行に関し所要の経過措置を規定することとする。

新	旧																																
(保健所) 第五条 略 (動物愛護センター) 第七条 略 2 動物愛護センターの名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。 <table><tr><th>名</th><th>称</th><th>位</th><th>置</th><th>所</th><th>管</th><th>区</th><th>域</th></tr><tr><td>秋田県動物愛護センター</td><td></td><td>秋田市雄和椿川字奥椿岱一番地</td><td></td><td>秋田県</td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	名	称	位	置	所	管	区	域	秋田県動物愛護センター		秋田市雄和椿川字奥椿岱一番地		秋田県				(保健所) 第五条 略 2 保健所（秋田県秋田中央保健所を除く。）においては、地域保健法第六条各号に掲げる事項に関する事務のほか、動物の管理に関する事務を分掌する。 (動物愛護センター) 第七条 略 2 動物愛護センターの名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。 <table><tr><th>名</th><th>称</th><th>位</th><th>置</th><th>所</th><th>管</th><th>区</th><th>域</th></tr><tr><td>秋田県動物愛護センター</td><td></td><td>秋田市雄和椿川字奥椿岱一番地</td><td></td><td>秋田県（狂犬病の予防に関する事務にあつては、男鹿市、潟上市及び南秋田郡）</td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	名	称	位	置	所	管	区	域	秋田県動物愛護センター		秋田市雄和椿川字奥椿岱一番地		秋田県（狂犬病の予防に関する事務にあつては、男鹿市、潟上市及び南秋田郡）			
名	称	位	置	所	管	区	域																										
秋田県動物愛護センター		秋田市雄和椿川字奥椿岱一番地		秋田県																													
名	称	位	置	所	管	区	域																										
秋田県動物愛護センター		秋田市雄和椿川字奥椿岱一番地		秋田県（狂犬病の予防に関する事務にあつては、男鹿市、潟上市及び南秋田郡）																													

「職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案」について（議案第 6 9 号）

人事課

1 改正理由

一般職の国家公務員に準じ勤務時間の割振り等の要件を緩和するとともに、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 4 2 号）による育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成 3 年法律第 6 7 号）の一部改正により時間外勤務の制限の対象となる職員の範囲を拡大する等の必要がある。

2 改正内容

(1) フレックスタイム制の拡充

職員の申告を考慮して、週休日のほかに勤務しない日を設けることができることとするとともに、対象職員の範囲を拡大する。

	現 行	改正後
対象職員	試験研究に従事する職員	原則全ての職員
週休日	日曜日及び土曜日	日曜日及び土曜日
勤務時間を割り振らない日	—	週 1 日設定可能

(2) 時間外勤務の制限の対象の拡大

子を養育する職員が当該子を養育するために請求した場合において、任命権者が時間外勤務をさせてはならない職員の範囲を、3歳に満たない子を養育する職員から小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員に拡大することとする。

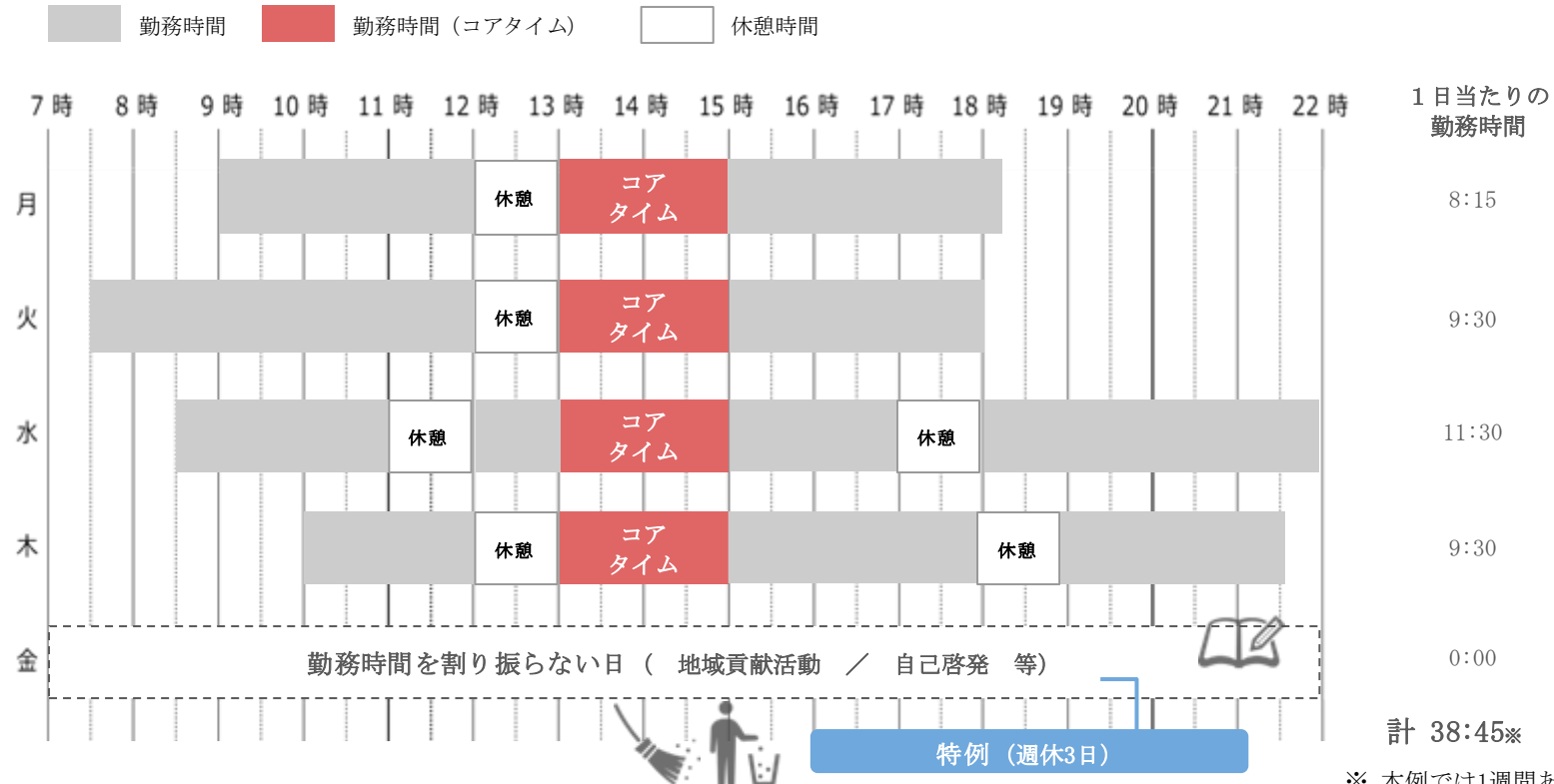
(3) その他

その他所要の規定の整理を行うこととする。

3 施行期日等

- (1) この条例は、令和7年4月1日から施行することとする。
- (2) 一般職の職員の給与に関する条例について所要の規定の整理を行うこととする。

フレックスタイム制の活用事例①：地域貢献活動等に活用

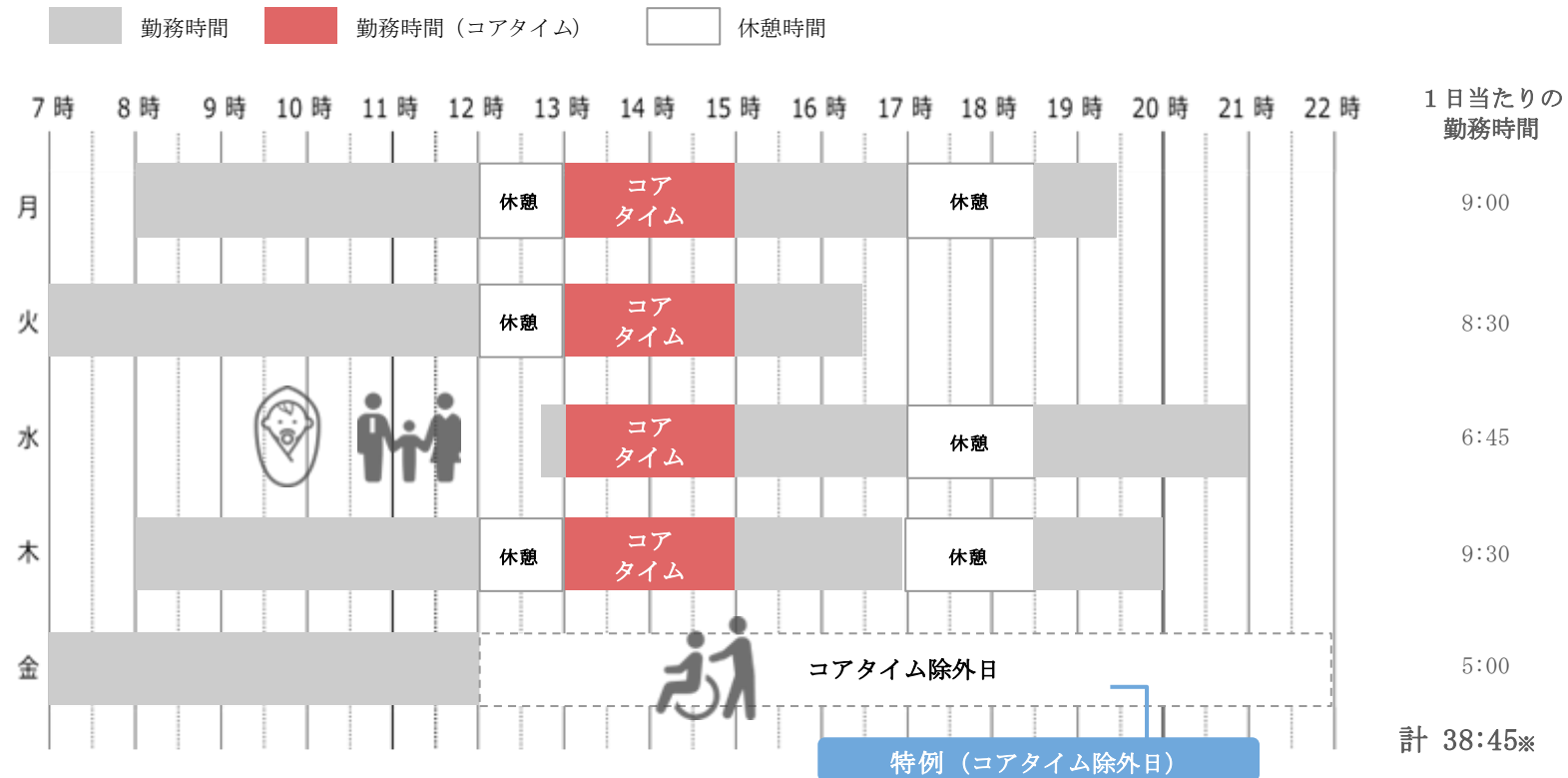


〔勤務時間〕 7～22時で設定可能。
 〔コアタイム〕 この時間帯は必ず勤務する。
 〔休憩時間〕 原則12～13時（追加・変更も可能）

週1日だけ勤務時間を割り振らない日を設けて週休3日にし、地域貢献活動等に充てることが可能。

※ 本例では1週間あたりの勤務時間を38:45としているが、単位期間（原則4週間）内で調整も可能。

フレックスタイム制の活用事例②：育児・介護に活用



〔勤務時間〕 7～22時で設定可能。
 〔コアタイム〕 この時間帯は必ず勤務する。
 〔休憩時間〕 原則12～13時（追加・変更も可能）

週1日だけ最短勤務時間・コアタイムの除外日を設けることが可能。（週休3日の週は不可）

※ 本例では1週間あたりの勤務時間を38:45としているが、単位期間（原則4週間）内で調整も可能。

職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

新	旧
(育児短時間勤務職員の勤務の形態) 第十二条 法第十条第一項第五号の条例で定める勤務の形態は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める勤務の形態とする。 一 職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年秋田県条例第三号。以下「勤務時間条例」という。）第三条第三項の規定の適用を受ける職員 日曜日及び土曜日を週休日（同条第一項に規定する週休日をいう。以下この条において同じ。）とし、又は日曜日及び土曜日並びに月曜日から金曜日までの五日間のうちの二日を週休日とし、四週間ごとの期間（育児短時間勤務をしようとする期間の全てを四週間ごとに区分することができない場合にあつては、人事委員会規則の定めるところにより、当該育児短時間勤務をしようとする期間を一週間、二週間、三週間又は四週間に区分した各期間）につき一週間当たりの勤務時間が十九時間二十五分、十九時間三十五分、二十三時間十五分又は二十四時間三十五分となるように、かつ、週休日以外の日において一日につき午前七時から午後十時までの間において人事委員会規則で定める時間以上勤務すること。 二 略 (部分休業の承認) 第二十五条 略 3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、一日につき、当該非常勤職員について一日につき定められた勤務時間（第一項	(育児短時間勤務職員の勤務の形態) 第十二条 法第十条第一項第五号の条例で定める勤務の形態は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める勤務の形態とする。 一 職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年秋田県条例第三号。以下「勤務時間条例」という。）第三条第三項の規定の適用を受ける職員 日曜日及び土曜日を週休日（同条第一項に規定する週休日をいう。以下この条において同じ。）とし、又は日曜日及び土曜日並びに月曜日から金曜日までの五日間のうちの二日を週休日とし、四週間ごとの期間 につき一週間当たりの勤務時間が十九時間二十五分、十九時間三十五分、二十三時間十五分又は二十四時間三十五分となるように、かつ、一日につき午前七時から午後十時までの間において人事委員会規則で定める時間以上勤務すること。 二 略 (部分休業の承認) 第二十五条 略 3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、一日につき、当該非常勤職員について一日につき定められた勤務時間（第一項

に規定する任命権者が定める勤務時間をいう。）から五時間四十五分を減じた時間を超えない範囲内（当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第六十一条の二第二十項 の規定による介護をするための時間（以下この項において「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、二時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内）で行うものとする。	に規定する任命権者が定める勤務時間をいう。）から五時間四十五分を減じた時間を超えない範囲内（当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第六十一条第三十二項において読み替えて準用する同条第二十九項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、二時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内）で行うものとする。
---	---

新	旧
(週休日及び勤務時間の割振り等) 第三条 日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日（第三項及び第五条第二項において読み替えて準用する同条第一項の規定によるものを除く。）をいう。以下同じ。）とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員については当該育児短時間勤務の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの五日間において週休日を設けるものとし、短時間勤務職員については日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの五日間において週休日を設けることができる。 2 略 3 任命権者は、職員（人事委員会規則で定める職員及び次条の規定の適用を受ける職員を除く。以下この項において同じ。）について、職員の申告を考慮して、第一項の規定による週休日のほか、に当該職員の勤務時間を割り振らない日を設け、又は当該職員の	(週休日及び勤務時間の割振り) 第三条 日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員については当該育児短時間勤務の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの五日間において週休日を設けるものとし、短時間勤務職員については日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの五日間において週休日を設けることができる。 2 略 3 任命権者は、試験研究に関する業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものについて、始業及び終業の時刻について職員の申告を考慮して当該職員の勤務時間を割り振ることが公務の能率の向上に資すると認める場合には、前項の規定にかかわらず、

勤務時間を割り振ることが公務の運営に支障がないと認める場合には、前項の規定にかかわらず、人事委員会規則で定めるところにより、職員が申告を経て、四週間を超えない範囲内で週を単位として人事委員会規則で定める期間（以下この項において「単位期間」という。）ごとの期間につき前条に規定する勤務時間となるように、第一項の規定による週休日のほかに当該職員の勤務時間を割り振らない日を設け、又は当該職員の勤務時間を割り振ることができる。ただし、当該職員が育児短時間勤務職員である場合にあつては、単位期間ごとの期間について、当該育児短時間勤務の内容に従い、勤務時間を割り振るものとする。

（週休日の振替等）

第五条 任命権者は、職員に第三条第一項又は前条の規定により週休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、人事委員会規則で定めるところにより、第三項第二項若しくは第三項又は前条の規定により勤務時間が割り振られた日（以下この項において「勤務日」という。）のうち人事委員会規則で定める期間内にある勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、又は当該期間内にある勤務日の勤務時間のうち四時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該四時間の勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。

2 前項の規定は、職員に第三項第三項の規定により勤務時間を割り振らない日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合について準用する。この場合において、前項中「週休日に」とあるのは、「勤務時間を割り振らない日に」と読み替えるものとする。

（休憩時間）

第六条 略

人事委員会規則の定めるところにより、職員の申告を経て、四週間ごとの期間につき一週間当たりの勤務時間が三十八時間四十五分となるように当該職員の勤務時間を割り振ることができる。ただし、当該職員が育児短時間勤務職員である場合にあつては、四週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務の内容に従い勤務時間を割り振るものとし、当該職員が短時間勤務職員である場合にあつては、前条第三項の規定に基づき定める時間となるように当該職員の勤務時間を割り振ることができる。

（週休日の振替等）

第五条 任命権者は、職員に第三条第一項又は前条の規定により週休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、人事委員会規則の定めるところにより、第三項第二項若しくは第三項又は前条の規定により勤務時間が割り振られた日（以下この条において「勤務日」という。）のうち人事委員会規則で定める期間内にある勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、又は当該期間内にある勤務日の勤務時間のうち四時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該四時間の勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。

（休憩時間）

第六条 略

2 任命権者は、次に掲げる場合には、人事委員会規則で定めるところにより、休憩時間を一斉に与えないことその他の休憩時間の基準について別段の定めをすることができる。

一 職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要があるとき。

二 職員の健康及び福祉に重大な影響を及ぼし、又は能率を甚だしく阻害するとき。

三 職員からの申告を考慮して休憩時間を置くことが適当であるとき。

（育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務）

第八条の二 任命権者は、次に掲げる

子（民法（

明治二十九年法律第八十九号）第八百七十七条の二第一項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限り。）であつて、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十七条第一項第三号の規定により同法第六条の四第二号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として人事委員会規則で定める者を含む。第十五条第一項を除き、以下同じ。）又は同項に規定する要介護者（以下この項及び第八条の三第四項において「要介護者」という。）のある職員（第三条第三項の規定により勤務時間を割り振られた職員を除く。）が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育し、又は当該要介護者を介護するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、人事委員会規則で定めるところにより、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務（始業及び終業の時刻を、職員が育児又は介護を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。次項において同じ。）をさせるものとする。

2 前項の休憩時間は、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要がある場合において、人事委員会規則で定めるところにより、一斉に与えないことができる。

（育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務）

第八条の二 任命権者は、次に掲げる職員が、人事委員会規則で定めるところにより、第一号若しくは第二号に規定する子（民法（

明治二十九年法律第八十九号）第八百七十七条の二第一項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限り。）であつて、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十七条第一項第三号の規定により同法第六条の四第二号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として人事委員会規則で定める者を含む。第十五条第一項を除き、以下同じ。）を養育するため又は第三号に規定する者（次条第四項において「要介護者」という。）

を介護するために請求した場合

合には、公務の運営に支障がある場合を除き、人事委員会規則で定めるところにより、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務（始業及び終業の時刻を、職員が育児又は介護を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。次項において同じ。）をさせるものとする。

2 略	一 小学校就学の始期に達するまでの子 二 小学校（これに準ずる学校を含む。）に就学している子
	（育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限） 第八条の三 略
	2 任命権者は、 <u>小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が</u> 、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、前条第二項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）をさせてはならない。
	3 略
	4 前三項の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。 この場合において、第一項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後十時から翌日の午前五時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、並びに第二項
2 略	一 小学校就学の始期に達するまでの子のある職員 二 小学校（これに準ずる学校を含む。）に就学している子のある職員であつて人事委員会規則で定めるもの 三 第十五条第一項に規定する要介護者のある職員
	（育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限） 第八条の三 略
	2 任命権者は、 <u>三歳に満たない子のある職員が</u> 、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、前条第二項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）をさせてはならない。
	3 略
	4 前三項の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。 この場合において、第一項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後十時から翌日の午前五時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、第二項中「三歳に満たない子のある職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第一項中「深夜における」とあるのは「深夜（午後十時から翌日の午前五時までの間をいう。）における」と、第二項中「当該請求をした職員の業務を処理するた

5 略	めの措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の正常な運営を妨げる」と読み替えるものとする。
	5 略

一般職の職員の給与に関する条例の一部改正（附則第二項による改正）

2 略	新
	第七条 略
	2・3 略
	4 第一項又は第二項の規定により給料を支給する場合であつて、給与期間の初日から支給するとき以外のとき又は給与期間の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その給与期間の現日数から勤務時間条例第三条第一項、第四条及び第五条第一項の規定に基づく週休日並びに勤務時間条例第三条第三項及び勤務時間条例第五条第二項において読み替えて準用する同条第一項の規定に基づく勤務時間を割り振らない日の日数の合計日数を差し引いた日数を基礎として日割りによつて計算する。
	（時間外勤務手当） 第十五条 略
2 略	旧
	第七条 略
	2・3 略
	4 第一項又は第二項の規定により給料を支給する場合であつて、給与期間の初日から支給するとき以外のとき又は給与期間の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その給与期間の現日数から勤務時間条例第三条第一項、第四条及び第五条の規定に基づく週休日の日数
	を差し引いた日数を基礎として日割りによつて計算する。
2 略	（時間外勤務手当） 第十五条 略
	3 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間外にした勤務（勤務時間条例第三条第一項、第四条及び第五条の規定に基づく週休日
	における勤務のうち人事委員会規則で定めるものを除く。）の時間が一箇月について六十時間を超えた職員には、その六十時間を超えて勤務した全時間
	における勤務のうち人事委員会規則で定めるものを除く。）の時間が一箇月について六十時間を超えた職員には、その六十時間を超えて勤務した全時間
	における勤務のうち人事委員会規則で定めるものを除く。）の時間が一箇月について六十時間を超えた職員には、その六十時間を超えて勤務した全時間

に対して、第一項の規定にかかわらず、勤務一時間につき、第十九条の二に規定する勤務一時間当たりの給与額に百分の百五十（その勤務が午後十時から翌日午前五時までの間にある場合には、百分の百七十五）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

4・5 略

6 前各項の規定にかかわらず、勤務時間条例第五条第一項（同条第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により、あらかじめ勤務時間条例第三条第二項若しくは第三項又は第四条の規定により割り振られた一週間の勤務時間（以下この項及び次項において「割振り変更前の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の勤務時間を超えて勤務した全時間（人事委員会規則で定める時間を除く。）に対して、勤務一時間につき、第十九条の二に規定する勤務一時間当たりの給与額に百分の二十五から百分の五十までの範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

7 短時間勤務職員が、勤務時間条例第五条第一項（同条第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により、割振り変更前の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間と割振り変更前の勤務時間との合計が三十八時間四十五分に達するまでの間の勤務については、前項の規定は適用しない。

（休日勤務手当）

第十六条 祝日法による休日等（勤務時間条例第三条第一項又は第四条の規定に基づき毎日曜日を週休日と定められている職員以外の職員にあつては、勤務時間条例第九条に規定する祝日法による休日が勤務時間条例第四条及び第五条第一項の規定に基づく週休日に当たるときは、人事委員会規則で定める日）及び年末年始の休日等において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた

に対して、第一項の規定にかかわらず、勤務一時間につき、第十九条の二に規定する勤務一時間当たりの給与額に百分の百五十（その勤務が午後十時から翌日午前五時までの間にある場合には、百分の百七十五）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

4・5 略

6 前各項の規定にかかわらず、勤務時間条例第五条の規定により、あらかじめ勤務時間条例第三条第二項若しくは第三項又は第四条の規定により割り振られた一週間の勤務時間（以下この項及び次項において「割振り変更前の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の勤務時間を超えて勤務した全時間（人事委員会規則で定める時間を除く。）に対して、勤務一時間につき、第十九条の二に規定する勤務一時間当たりの給与額に百分の二十五から百分の五十までの範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

7 短時間勤務職員が、勤務時間条例第五条の規定により、割振り変更前の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間と割振り変更前の勤務時間との合計が三十八時間四十五分に達するまでの間の勤務については、前項の規定は適用しない。

（休日勤務手当）

第十六条 祝日法による休日等（勤務時間条例第三条第一項又は第四条の規定に基づき毎日曜日を週休日と定められている職員以外の職員にあつては、同条例 第九条に規定する祝日法による休日が同条例 第四条及び第五条 の規定に基づく週休日に当たるときは、人事委員会規則で定める日）及び年末年始の休日等において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた

職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務一時間につき、第十九条の二に規定する勤務一時間当たりの給与額に百分の百二十五から百分の百五十までの範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を休日勤務手当として支給する。

（管理職員特別勤務手当）

第十八条の二 第九条第一項に規定する職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間条例第三条第一項、第四条及び第五条第一項の規定に基づく週休日若しくは勤務時間条例第三条第三項及び勤務時間条例第五条第二項において読み替えて準用する同条第一項の規定に基づく勤務時間を割り振らない日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等（次項において「週休日等」という。）に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2く4 略

職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務一時間につき、第十九条の二に規定する勤務一時間当たりの給与額に百分の百二十五から百分の百五十までの範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を休日勤務手当として支給する。

（管理職員特別勤務手当）

第十八条の二 第九条第一項に規定する職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間条例第三条第一項、第四条及び第五条 の規定に基づく週休日又は 祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等（次項において「週休日等」という。）に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2く4 略

「県議会議員の議員報酬等に関する条例等の一部を改正する条例案」について（議案第70号）

人事課

1 改正理由

国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律（令和6年法律第22号）及び国家公務員等の旅費支給規程の一部を改正する省令（令和6年財務省令第70号）の施行により、現地経費及び宿泊料を支給する旅行地の区分について所要の規定の整備を行う必要がある。

2 改正内容

(1) 次に掲げる条例における現地経費及び宿泊料を支給する旅行地の区分について、改正前の国家公務員等の旅費に関する法律及び国家公務員等の旅費支給規程の規定を適用する。

- ① 県議会議員の議員報酬等に関する条例（昭和22年秋田県条例第10号）
- ② 知事等の給与および旅費に関する条例（昭和31年秋田県条例第33号）
- ③ 職員等の旅費に関する条例（昭和28年秋田県条例第63号）

【参考】内国旅行における現地経費及び宿泊料を支給する旅行地の区分

甲地方・・・東京都特別区、横浜市、名古屋市、大阪市、神戸市、福岡市　ほか7市

乙地方・・・甲地方以外の地域

(2) その他所要の規定の整理を行う。

3 施行期日

この条例は、令和7年4月1日から施行することとする。

県議会議員の議員報酬等に関する条例等の一部を改正する条例案新旧対照表
県議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正（第一条第一号による改正）

新	旧
別表第二（第四条関係） （表略） 備考 一 指定都市とは、国家公務員等の旅費支給規程の一部を改正する省令（令和六年財務省令第七十号）による改正前の国家公務員等の旅費支給規程（昭和二十五年大蔵省令第四十五号）で定める都市の地域をいい、甲地方とは、北米地域、欧州地域及び中近東地域として同令で定める地域のうち指定都市の地域以外の地域で同令で定める地域をいい、丙地方とは、アジア地域（本邦を除く。）、中南米地域、大洋州地域、アフリカ地域及び南極地域として同令で定める地域のうち指定都市の地域以外の地域で同令で定める地域をいい、乙地方とは、指定都市、甲地方及び丙地方の地域以外の地域（本邦を除く。）をいう。 二 略	別表第二（第四条関係） （表略） 備考 一 指定都市とは、国家公務員等の旅費支給規程（昭和二十五年大蔵省令第四十五号。以下「支給規程」という。）で定める都市の地域をいい、甲地方とは、北米地域、欧州地域及び中近東地域として支給規程で定める地域のうち指定都市の地域以外の地域で支給規程で定める地域をいい、丙地方とは、アジア地域（本邦を除く。）、中南米地域、大洋州地域、アフリカ地域及び南極地域として支給規程で定める地域のうち指定都市の地域以外の地域で支給規程で定める地域をいい、乙地方とは、指定都市、甲地方及び丙地方の地域以外の地域（本邦を除く。）をいう。 二 略

知事等の給与および旅費に関する条例の一部改正（第一条第二号による改正）

新	旧
別表第三（第十一条関係） （表略） 備考	別表第三（第十一条関係） （表略） 備考

一 指定都市とは、国家公務員等の旅費支給規程の一部を改正する省令（令和六年財務省令第七十号）による改正前の国家公務員等の旅費支給規程（昭和二十五年大蔵省令第四十五号）で定める都市の地域をいい、甲地方とは、北米地域、欧州地域及び中近東地域として同令で定める地域のうち指定都市の地域以外の地域で同令で定める地域をいい、丙地方とは、アジア地域（本邦を除く。）、中南米地域、大洋州地域、アフリカ地域及び南極地域として同令で定める地域のうち指定都市の地域以外の地域で同令で定める地域をいい、乙地方とは、指定都市、甲地方及び丙地方の地域以外の地域（本邦を除く。）をいう。 二 略	一 指定都市とは、国家公務員等の旅費支給規程（昭和二十五年大蔵省令第四十五号。以下「支給規程」という。）で定める都市の地域をいい、甲地方とは、北米地域、欧州地域及び中近東地域として支給規程で定める地域のうち指定都市の地域以外の地域で支給規程で定める地域をいい、丙地方とは、アジア地域（本邦を除く。）、中南米地域、大洋州地域、アフリカ地域及び南極地域として支給規程で定める地域のうち指定都市の地域以外の地域で支給規程で定める地域をいい、乙地方とは、指定都市、甲地方及び丙地方の地域以外の地域（本邦を除く。）をいう。 二 略
--	---

職員等の旅費に関する条例の一部改正（第二条による改正）

新	旧
別表第一（第二十一条、第二十二條、第二十七條関係） （表略） 備考 宿泊料の欄中甲地方とは、国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第二十二号）による改正前の国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第一百四十四号）別表第一の一の備考に定める甲地方の地域をいい、乙地方とは、その他の地域をいう。固定宿泊施設に宿泊しない場合には、乙地方に宿泊したものとみなす。	別表第一（第二十条、第二十二條、第二十四條、第二十七條関係） （表略） 備考 宿泊料の欄中甲地方とは、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第一百四十四号）別表第一の一の備考に定める甲地方の地域をいい、乙地方とは、その他の地域をいう。固定宿泊施設に宿泊しない場合には、乙地方に宿泊したものとみなす。

別表第三（第三十五条関係） （表略） 備考	
一	指定都市とは、 <u>国家公務員等の旅費支給規程の一部を改正する省令（令和六年財務省令第七十号）</u> による改正前の国家公務員等の旅費支給規程（昭和二十五年大蔵省令第四十五号）で定める都市の地域をいい、甲地方とは、北米地域、欧州地域及び中近東地域として <u>同令</u> で定める地域のうち指定都市の地域以外の地域で <u>同令</u> で定める地域をいい、丙地方とは、アジア地域（本邦を除く。）、中南米地域、大洋州地域、アフリカ地域及び南極地域として <u>同令</u> で定める地域のうち指定都市の地域以外の地域で <u>同令</u> で定める地域をいい、乙地方とは、指定都市、甲地方及び丙地方の地域以外の地域（本邦を除く。）をいう。
二 略	

別表第三（第三十五条関係） （表略） 備考	
一	指定都市とは、 <u>国家公務員等の旅費支給規程（昭和二十五年大蔵省令第四十五号。以下「支給規程」という。）</u> で定める都市の地域をいい、甲地方とは、北米地域、欧州地域及び中近東地域として <u>支給規程</u> で定める地域のうち指定都市の地域以外の地域で <u>支給規程</u> で定める地域をいい、丙地方とは、アジア地域（本邦を除く。）、中南米地域、大洋州地域、アフリカ地域及び南極地域として <u>支給規程</u> で定める地域のうち指定都市の地域以外の地域で <u>支給規程</u> で定める地域をいい、乙地方とは、指定都市、甲地方及び丙地方の地域以外の地域（本邦を除く。）をいう。
二 略	

「一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案」について（議案第 7 1 号）

人事課

1 改正理由

人事委員会による「職員の給与等に関する報告及び勧告」に鑑み、給料表の号給構成、扶養手当の額、通勤手当の支給限度額及び寒冷地手当の支給対象職員を改める等の必要がある。

2 改正内容

(1) 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正（第 1 条）

① 給料

給料表の号給構成を改める。（別表第 1 ～別表第 6 関係）

② 昇給

行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 8 級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当する職員は、当該職員の勤務成績が極めて良好又は特に良好である場合に限り昇給させる。（第 5 条第 7 項関係）

③ 扶養手当

配偶者に係る手当を廃止し、子に係る手当の支給額を 1 3, 0 0 0 円（現行 1 0, 0 0 0 円）に引上げる。（第 1 0 条関係）

④ 地域手当

級地の区分を5区分（現行7区分）とし、支給割合を改める。（第11条の2第2項関係）

⑤ 通勤手当

ア 1月当たりの支給額について、交通機関等に係る通勤手当及び交通用具等に係る通勤手当並びに特別急行列車等に係る通勤手当の額を合算した額の限度を150,000円とする。（第12条関係）

イ 特別急行列車等に係る通勤手当の要件のうち、特別急行列車等の利用が通勤事情の改善に相当程度資するものであるとする要件を廃止する。（第12条関係）

⑥ 単身赴任手当

新たに給料表の適用を受ける職員にも手当を支給する。（第12条第2項関係）

⑦ 管理職員特別勤務手当

災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により平日の深夜に勤務をした管理又は監督の地位にある職員に支給される手当について、支給対象時間帯を平日の午後10時から翌日の午前5時まで（現行は平日の午前0時から午前5時まで）とする。（第18条の2関係）

⑧ 寒冷地手当

ア 次に掲げる地域に在勤又は居住する職員若しくは寒冷及び積雪の度を考慮して人事委員会規則で定める基準に適合する公署に在勤する職員に支給する。（第23条及び別表第7の2関係）

秋田市（旧河辺町及び旧雄和町の区域に限る。）、能代市（旧二ツ井町の区域に限る。）、横手市、大館市、湯沢市、鹿角市、由利本荘市（旧矢島町、旧鳥海町及び旧東由利町の区域に限る。）、潟上市（旧昭和町及び旧飯田川町の区域に限る。）、大仙市、北秋田市、仙北市、小坂町、上小阿仁村、藤里町、三種町（旧琴丘町及び旧山本町の区域に限る。）、八峰町、五城目町、八郎潟町、井川町、美郷町、羽後町、東成瀬村

イ 3年間の経過措置を設けることとし、次の表に掲げる額を支給する。（改正附則第9項及び第10項関係）

世帯等の区分		経過措置額		
		令和7年度	令和8年度	令和9年度
世帯主である職員	扶養親族のある職員	14,850円	9,900円	4,950円
	扶養親族のない職員	8,550円	5,700円	2,850円
その他の職員		6,150円	4,100円	2,050円

⑨ 定年前再任用短時間勤務職員に支給する手当

医師等に対する特例としての地域手当、住居手当、特地勤務手当（特地勤務手当に準ずる手当を含む。）及び寒冷地手当を支給する。（第19条第1項及び第23条の6第2項関係）

(2) 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正（第2条）

一般職の任期付研究員の採用等に関する条例第3条第1号の規定により採用された職員に、災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により平日の深夜に勤務をした管理又は監督の地位にある職員に支給される管理職員特別勤務手当を支給する。（第6条第2項関係）

(3) 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正（第3条）

① 業績手当

特定任期付職員の手当を廃止する。（第7条関係）

② 管理職員特別勤務手当

特定任期付職員に、災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により平日の深夜に勤務をした管理又は監督の地位にある職員に支給される手当を支給する。（第8条第2項関係）

③ 期末・勤勉手当

特定任期付職員に勤勉手当を支給することとし、支給月数を次のとおりとする。（第8条第2項関係）

支給月	手当区分	令和6年度（現行）	令和7年度以降
6月	期末手当	1. 6 7 5月	0. 9 5月
	勤勉手当	—	0. 8 7 5月
1 2月	期末手当	1. 7 7 5月	0. 9 5月
	勤勉手当	—	0. 8 7 5月
年間計		3. 4 5月	3. 6 5月

(4) 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正（第4条）

暫定再任用職員に、医師等に対する特例としての地域手当、住居手当、特地勤務手当（特殊勤務手当に準ずる手当を含む。）及び寒冷地手当を支給する。（附則第8項関係）

3 施行期日等

- (1) この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行することとする。
- (2) この条例の施行に関し所要の経過措置を規定することとする。
- (3) 知事等の給与および旅費に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例について所要の規定の整理を行うこととする。

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案新旧対照表
一般職の職員の給与に関する条例の一部改正（第一条による改正）

新		旧	
（初任給、昇格及び昇給等の基準） 第五条 略 2 5 6 略 7 次に掲げる	職員の第五項の規定による昇給は、同項に規定する期間における当該職員の勤務成績が極めて良好又は特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。 一 五十五歳（医療職給料表（一）の適用を受ける職員にあつては、五十七歳）に達した日以後の最初の三月三十一日を超えて在職する職員（次号に掲げる職員を除く。） 二 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が八級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員 8 5 11 略	（初任給、昇格及び昇給等の基準） 第五条 略 2 5 6 略 7 五十五歳（医療職給料表（一）の適用を受ける職員にあつては、五十七歳）に達した日以後の最初の三月三十一日を超えて在職する職員（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）に係る扶養手当は、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が九級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定	（扶養手当） 第十条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、次項第一号及び第三号から第六号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）に係る扶養手当は、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が九級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定

める職員 給しない。 2 前項本文の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。 3 扶養手当の月額は、前項第一号に該当する扶養親族（次項において「扶養親族たる子」という。）については一人につき一万三千円、扶養親族たる父母等については一人につき六千五百円（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が八級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員 にあつては、三千五百円）とする。 4 扶養親族たる子のうちに十五歳に達する日後の最初の四月一日から二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、五千円に当該期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。 5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。 第十一条 削除	（扶養手当） 第十条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、次項第二号から第五号 までのいずれかに該当する扶養親族（第三項において「扶養親族たる父母等」という。）に係る扶養手当は、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が九級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定	める職員（以下「行政職九級職員等」という。）に対しては、支給しない。 2 前項本文の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。 一 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。） 二 5 6 略 3 扶養手当の月額は、扶養親族たる配偶者、父母等	（扶養手当） 第十条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、次項第一号及び第三号から第六号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）に係る扶養手当は、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が九級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定

ける事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を任命権者に届け出なければならない。

一 新たに扶養親族としての要件を具備するに至つた者がある場合（行政職九級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等としての要件を具備するに至つた者がある場合を除く。）

二 扶養親族としての要件を欠くに至つた者がある場合（扶養親族たる子又は前条第二項第三号若しくは第五号に該当する扶養親族が、二十二歳に達した日以後の最初の三月三十一日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至つた場合及び行政職九級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等としての要件を欠くに至つた者がある場合を除く。）

2 扶養手当の支給は、新たに職員となつた者に扶養親族（行政職九級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合においてはその者が職員となつた日、行政職九級職員等から行政職九級職員等以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行政職九級職員等以外の職員となつた日、職員に扶養親族（行政職九級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第一号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、行政職九級職員等以外の職員から行政職九級職員等となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行政職九級職員等となつた日、扶養手当を受けている職員が行政職九級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るものの全てが族たる子に限る。）

3 扶養親族としての要件を欠くに至つた場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもつて終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から十五日を経過した後に行されたときは、その届出が受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合において、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第一号又は第三号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

一 扶養手当を受けている職員に更に第一号に掲げる事実が生じた場合

二 扶養手当を受けている職員の扶養親族（行政職九級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）で第一項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族としての要件を欠くに至つた場合

三 扶養親族たる配偶者、父母等及び扶養親族たる子で第一項の規定による届出に係るものがある行政職九級職員等が行政職九級職員等以外の職員となつた場合

四 扶養親族たる配偶者、父母等で第一項の規定による届出に係るものがある行政職八級職員等が行政職八級職員等及び行政職九級職員等以外の職員となつた場合

五 扶養親族たる配偶者、父母等で第一項の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員で行政職九級職員等以外のものが行政職九級職員等となつた場合

六 扶養親族たる配偶者、父母等で第一項の規定による届出に係るものがある職員で行政職八級職員等及び行政職九級職員等以

(地域手当)	
第十一条の二	略
2	地域手当の月額、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に、次の各号に掲げる地域手当の級地の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。
一・二	略
三	三級地 百分の十二
四	四級地 百分の八
五	五級地 百分の四
3	略
(住居手当)	
第十一条の四	住居手当は、次の各号に掲げる職員に支給する。
一	略
二	第十二条の二第一項又は第三項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。同条において同じ。）が居住するための住宅（県が設置する公舎その他の住宅で人事委員会規則で定めるものを除く。）を借り受け、月額一万二千円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定めるもの
2・3	略

外のものが行政職八級職員等となつた場合	
七 職員の扶養親族たる子で第一項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかつた者が特定期間にある子となつた場合	
(地域手当)	
第十一条の二	略
2	地域手当の月額、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に、次の各号に掲げる地域手当の級地の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。
一・二	略
三	三級地 百分の十五
四	四級地 百分の十二
五	五級地 百分の十
六	六級地 百分の六
七	七級地 百分の三
3	略
(住居手当)	
第十一条の四	住居手当は、次の各号に掲げる職員に支給する。
一	略
二	第十二条の二第一項又は第三項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者
が居住するための住宅（県が設置する公舎その他の住宅で人事委員会規則で定めるものを除く。）を借り受け、月額一万二千円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定めるもの	
2・3	略

(通勤手当)	
第十二条	通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。
一	通勤のため交通機関又は有料の道路（以下この条において「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下この項から第三項までにおいて「運賃等」という。）を負担することが著しく困難である職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道二キロメートル未満であるもの及び第三号に掲げる職員を除く。）
二・三	略
2	通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
一	前項第一号に掲げる職員 支給単位期間につき、人事委員会規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（次項及び第四項において「運賃等相当額」という。）
二	略
三	前項第三号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情

(通勤手当)	
第十二条	通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。
一	通勤のため交通機関又は有料の道路（以下この項から第三項までにおいて「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下この項から第三項までにおいて「運賃等」という。）を負担することが著しく困難である職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道二キロメートル未満であるもの及び第三号に掲げる職員を除く。）
二・三	略
2	通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
一	前項第一号に掲げる職員 支給単位期間につき、人事委員会規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下この号及び次項において「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下この号及び第三号において「一箇月当たりの運賃等相当額」という。）が五万五千円を超えるときは、支給単位期間につき、五万五千円に支給単位期間の月数に乗じて得た額（当該職員が二以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、一箇月当たりの運賃等相当額の合計額が五万五千円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、五万五千円に当該支給単位期間の月数に乗じて得た額）
二	略
三	前項第三号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情

3	を考慮して人事委員会規則で定める区分に応じ、前二号に定める額 又は前号に定める額 第一号に定める額	を考慮して人事委員会規則で定める区分に応じ、前二号に定める額（一箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が五万五千円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、五万五千円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第一号に定める額 又は前号に定める額 第一号又は第三号に掲げる職員で人事委員会規則で定めるもののうち、通勤のため、特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（第一号及び次項において「特別急行列車等」という。） 利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。第一号において同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 一 特別急行列車等に係る特別料金等に係る通勤手当 支給単位期間につき、人事委員会規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額（次項において「特別料金等相当額」という。）
	を考慮して人事委員会規則で定める区分に応じ、前二号に定める額（一箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が五万五千円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、五万五千円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第一号に定める額 又は前号に定める額 第一号又は第三号に掲げる職員で人事委員会規則で定めるもののうち、通勤のため、特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（第一号において「特別急行列車等」という。）でその利用が人事委員会規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。第一号において同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 一 特別急行列車等に係る通勤手当 支給単位期間につき、人事委員会規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下この号において「一箇月当たりの特別料金等相当額」という。）が四万円を超えるときは、支給単位期間につき、四万円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（当該職員が二以上の特別急行列車等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、一箇月当たりの特別料金等相当額の合計額が四万円を超えるときは、当該職員の特別急行列車等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、四万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）	
4	二 略 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通	二 略

3	を考慮して人事委員会規則で定める区分に応じ、前二号に定める額 又は前号に定める額 第一号に定める額	を考慮して人事委員会規則で定める区分に応じ、前二号に定める額（一箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が五万五千円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、五万五千円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第一号に定める額 又は前号に定める額 第一号又は第三号に掲げる職員で人事委員会規則で定めるもののうち、通勤のため、特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（第一号及び次項において「特別急行列車等」という。） 利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。第一号において同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 一 特別急行列車等に係る特別料金等に係る通勤手当 支給単位期間につき、人事委員会規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額（次項において「特別料金等相当額」という。）
	を考慮して人事委員会規則で定める区分に応じ、前二号に定める額（一箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が五万五千円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、五万五千円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第一号に定める額 又は前号に定める額 第一号又は第三号に掲げる職員で人事委員会規則で定めるもののうち、通勤のため、特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（第一号において「特別急行列車等」という。）でその利用が人事委員会規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。第一号において同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 一 特別急行列車等に係る通勤手当 支給単位期間につき、人事委員会規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下この号において「一箇月当たりの特別料金等相当額」という。）が四万円を超えるときは、支給単位期間につき、四万円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（当該職員が二以上の特別急行列車等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、一箇月当たりの特別料金等相当額の合計額が四万円を超えるときは、当該職員の特別急行列車等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、四万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）	
4	二 略 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通	二 略

第十三条の三 略	
2 市町村立学校職員の給与等に関する条例（昭和二十八年秋田県条例第五十九号）の適用職員であつた者その他人事委員会規則で定める者から引き続き職員となつて特地方公署又は準特地方公署に在勤することとなつたことに伴つて住居を移転した職員（任用の事情等を考慮して人事委員会規則で定める職員に限る。）、新たに特地方公署又は準特地方公署に該当することとなつた公署に在勤する職員でその特地方公署又は準特地方公署に該当することとなつた日前三年以内に当該公署に異動し、当該異動に伴つて住居を移転したものその他、前項の規定による手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員には、人事委員会規則の定めるところにより、同項の規定に準じて、特地方勤務手当に準ずる手当を支給する。	
（管理職員特別勤務手当）	
第十八条の二 第九条第一項に規定する職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間条例第三条第一項、第四条及び第五条第一項の規定に基づく週休日若しくは勤務時間条例第三条第三項及び勤務時間条例第五条第二項において読み替えて準用する同条第一項の規定に基づく勤務時間を割り振らない日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等（次項において「週休日等」という。）に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。	
2 前項に規定する場合のほか、第九条第一項に規定する職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後十時から翌日の午前五時までの間（週休日等に含まれる時間を除く。）であつて正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。	
3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に	

第十三条の三 略	
2 市町村立学校職員の給与等に関する条例	の適用職員であつた者その他人事委員会規則で定める者から引き続き職員となつて特地方公署又は準特地方公署に在勤することとなつたことに伴つて住居を移転した職員（任用の事情等を考慮して人事委員会規則で定める職員に限る。）、新たに特地方公署又は準特地方公署に該当することとなつた公署に在勤する職員でその特地方公署又は準特地方公署に該当することとなつた日前三年以内に当該公署に異動し、当該異動に伴つて住居を移転したものその他、前項の規定による手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員には、人事委員会規則の定めるところにより、同項の規定に準じて、特地方勤務手当に準ずる手当を支給する。
（管理職員特別勤務手当）	
第十八条の二 第九条第一項に規定する職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間条例第三条第一項、第四条及び第五条第一項の規定に基づく週休日若しくは勤務時間条例第三条第三項及び勤務時間条例第五条第二項において読み替えて準用する同条第一項の規定に基づく勤務時間を割り振らない日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等（次項において「週休日等」という。）に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。	
2 前項に規定する場合のほか、第九条第一項に規定する職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前零時から午前五時までの間	であつて正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。
3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に	

応じ、当該各号に定める額（前二項に規定する勤務に従事する時間を考慮して人事委員会規則で定める勤務をした職員にあつては、その額に百分の百五十を乗じて得た額）とする。	
一 第一項に規定する場合 同項の勤務一回につき、一万二千元を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額	
二 略	
4 略	
（特定の職員についての適用除外）	
第十九条 第五条第三項から第十項まで、第五条の二、第九条の二及び第十条	の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。
2 略	
（寒冷地手当）	
第二十三条 寒冷地手当は、毎年十一月から翌年三月までの各月の初日（次項において「基準日」という。）において次に掲げる職員のいずれかに該当する職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）に対して支給する。	
一 別表第七の二に掲げる地域に在勤する職員	
二 前号に掲げる職員以外の職員のうち勤務し又は居住する地域の寒冷及び積雪の度を考慮して同号に掲げる職員との権衡上必要があると認められるものとして次に掲げる	職員
（一）人事委員会規則で定める基準に適合すると認められる公署に在勤する職員	
（二）（一）に掲げる職員以外の職員のうち別表第七の二に掲げる地	

応じ、当該各号に定める額	
一 第一項に規定する場合 同項の勤務一回につき、一万二千元を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額（同項の規定による勤務に従事する時間等を考慮して人事委員会規則で定める勤務にあつては、その額に百分の百五十を乗じて得た額）	とする。
二 略	
4 略	
（特定の職員についての適用除外）	
第十九条 第五条第三項から第十項まで、第五条の二、第九条の二から第十一条まで、第十一条の三、第十一条の四、第十三条の二、第十三条の三及び第二十三条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。	
2 略	
（寒冷地手当）	
第二十三条 寒冷地手当は、毎年十一月から翌年三月までの各月の初日（次項において「基準日」という。）において次に掲げる地域に在勤する	職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）に対して支給する。
一 秋田県	
二 前号に掲げる地域以外の地域のうち寒冷及び積雪の度を考慮して同号に掲げる地域との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める地域	

域に居住する職員			
(三) (一)及び(二)に掲げる職員以外の職員のうち人事委員会規則で定める職員			
2 寒冷地手当の額は、次の表に掲げる職員の区分及び基準日における職員の世帯等の区分に応じ、同表に掲げる額とする。			
職員の区分	世帯主である職員	世帯主でない職員	その他の職員
前項第一号並びに第二号(一)及び(二)に掲げる職員	扶養親族のある職員	扶養親族のない職員	その他の職員
員	員	員	員
前項第二号(三)に掲げる職員	二九、四〇〇円を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額	一六、二〇〇円を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額	一一、五〇〇円を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額
略	略	略	略
3 略			
(単純労務の職員の給与の種類及び基準)			
第二十三条の六 略			
2 前項の規定にかかわらず、単純労務の職員のうち次の各号に掲げるものに支給する給与の種類は、当該各号に定めるものとする。			
一 定年前再任用短時間勤務職員 給料、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末			

2 寒冷地手当の額は、次の表に掲げる地域の区分及び基準日における職員の世帯等の区分に応じ、同表に掲げる額とする。			
地域の区分	世帯主である職員	世帯主でない職員	その他の職員
秋田県	扶養親族のある職員	扶養親族のない職員	その他の職員
員	員	員	員
前項第二号に掲げる地域	二九、四〇〇円を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額	一六、二〇〇円を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額	一一、五〇〇円を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額
略	略	略	略
3 略			
(単純労務の職員の給与の種類及び基準)			
第二十三条の六 略			
2 前項の規定にかかわらず、単純労務の職員のうち次の各号に掲げるものに支給する給与の種類は、当該各号に定めるものとする。			
一 定年前再任用短時間勤務職員 給料、地域手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末			

手当、勤勉手当及び寒冷地手当			
二 短時間勤務職員(前号に掲げる職員を除く。) 同号に定める給与のうち住居手当、単身赴任手当、特地勤務手当及び寒冷地手当を除いたもの			
3 略			
※ 給料表は省略			
別表第七の二(第二十三条関係)			
秋田市(河辺町及び雄和町の区域に限る。)			
能代市(二ツ井町の区域に限る。)			
横手市			
大館市			
湯沢市			
鹿角市			
北秋田郡			
山本郡のうち藤里町、三種町(琴丘町及び山本町の区域に限る。)			
及び八峰町			
南秋田郡のうち五城目町、八郎潟町及び井川町			
仙北郡			
雄勝郡			
備考 この表に掲げる市町村及び郡の名称は、令和六年四月一日における名称(括弧内の区域の名称は、平成十六年四月一日における市町村の名称とする。)とし、同表に定める			

手当及び勤勉手当			
二 短時間勤務職員(前号に掲げる職員を除く。) 同号に定める給与のうち単身赴任手当を除いたもの			
3 略			

地域は、それらの名称を有するものの同日における区域を用いて示された地域とし、その後におけるそれらの名称の変更又はそれらの名称を有するものの区域の変更によつて影響されないものとする。

一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正（第二条による改正）

新	旧
（給与条例の適用除外等） 第六条 一般職の職員の給与に関する条例（昭和二十八年秋田県条例第二十二号。次項において「給与条例」という。）第四条から第五条の二まで、第八条から第十條 まで、第十一条の四及び第二十二條の規定は、第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員には、適用しない。 2 第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員に対する給与条例第二条、第十八條の二第二項及び第二項、第十九條第二項並びに第二十一條第二項の規定の適用については、給与条例第二条中「義務教育等教員特別手当」とあるのは「義務教育等教員特別手当、一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成十二年秋田県条例第百五十二号。以下「任期付研究員条例」という。）第五条第五項に規定する任期付研究員業績手当」と、給与条例第十八條の二第二項及び第二項中「第九条第一項に規定する職員」とあるのは「第九条第一項に規定する職員又は任期付研究員条例第三条第一号の規定により採用された職員」と、給与条例第二十一條第二項中「百分の百三十」とあるのは「百分の百七十二・五」とする。	（給与条例の適用除外等） 第六条 一般職の職員の給与に関する条例（昭和二十八年秋田県条例第二十二号。次項において「給与条例」という。）第四条から第五条の二まで、第八条から第十一條 まで、第十一条の四及び第二十二條の規定は、第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員には、適用しない。 2 第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員に対する給与条例第二条、第十八條の二第二項、第十九條第二項及び第二十一條第二項の規定の適用については、給与条例第二条中「義務教育等教員特別手当」とあるのは「義務教育等教員特別手当、一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成十二年秋田県条例第百五十二号。以下「任期付研究員条例」という。）第五条第五項に規定する任期付研究員業績手当」と、給与条例第十八條の二第二項中「第九条第一項に規定する職員」とあるのは「第九条第一項に規定する職員又は任期付研究員条例第三条第一号の規定により採用された職員」と、給与条例第二十一條第二項中「百分の百三十」とあるのは「百分の百七十二・五」とする。

一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正（第三条による改正）

新	旧
（特定任期付職員の給与に関する特例） 第七条 略 2・3 略 4 第二項の規定による号給の決定及び前項の規定による給料月額 の決定 は、 予算の範囲内で行わなければならない。 （特定任期付職員の給与と条例の適用除外等） 第八条 一般職の職員の給与に関する条例（昭和二十八年秋田県条例第二十二号。以下「給与条例」という。）第四条から第五条の二まで、第八条から第十條 まで、第十一条の四、第二十二條、第二十三條の二、第二十三條の三及び第二十三條の三の四の規定は、特定任期付職員には、適用しない。 2 特定任期付職員に対する給与と条例第二条、第十一条の三、第十八條の二第二項及び第二項、第十九條第二項、第二十一條第二項並びに第二十二條第二項第一号の規定の適用については、給与条例第二条中「義務教育等教員特別手当」とあるのは「義務教育等教員特別手当、一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十四年秋田県条例第六十九号。以下「任期付職員条例」という。）第七条第四項に規定する特定任期付職員業績手当」と、給与条	（特定任期付職員の給与に関する特例） 第七条 略 2・3 略 4 任命権者は、特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員には、人事委員会規則の定めるところにより、その給料月額に相当する額を特定任期付職員業績手当として支給することができる。 5 第二項の規定による号給の決定、第三項の規定による給料月額の決定及び前項の規定による特定任期付職員業績手当の支給は、予算の範囲内で行わなければならない。 （特定任期付職員の給与と条例の適用除外等） 第八条 一般職の職員の給与に関する条例（昭和二十八年秋田県条例第二十二号。以下「給与条例」という。）第四条から第五条の二まで、第八条から第十一條 まで、第十一条の四、第二十二條、第二十三條の二、第二十三條の三及び第二十三條の三の四の規定は、特定任期付職員には、適用しない。 2 特定任期付職員に対する給与と条例第二条、第十一条の三、第十八條の二第二項、第十九條第二項及び第二十一條第二項の規定の適用については、給与条例第二条中「義務教育等教員特別手当」とあるのは「義務教育等教員特別手当、一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十四年秋田県条例第六十九号。以下「任期付職員条例」という。）第七条第四項に規定する特定任期付職員業績手当」と、給与条

例第十一条の三中「職員」とあるのは「職員及び任期付職員条例第七条第一項の給料表の適用を受ける職員（医療業務に従事する職員で人事委員会の定めるものに限る。）」と、給与条例第十八条の二第一項及び第二項中「第九条第一項に規定する職員」とあるのは「第九条第一項に規定する職員又は任期付職員条例第二条第一項の規定により採用された職員」と、給与条例第十九条第二項中「第九条第一項に規定する職員」とあるのは「第九条第一項に規定する職員及び任期付職員条例第二条第一項の規定により採用された職員」と、給与条例第二十一条第二項中「百分の百二十五」とあるのは「百分の九十五」と、給与条例第二十二条第二項第一号中「百分の百五」とあるのは「百分の八十七・五」とする。	例第十一条の三中「職員」とあるのは「職員及び任期付職員条例第七条第一項の給料表の適用を受ける職員（医療業務に従事する職員で人事委員会の定めるものに限る。）」と、給与条例第十八条の二第一項中「第九条第一項に規定する職員」とあるのは「第九条第一項に規定する職員又は任期付職員条例第二条第一項の規定により採用された職員」と、給与条例第十九条第二項中「第九条第一項に規定する職員」とあるのは「第九条第一項に規定する職員及び任期付職員条例第二条第一項の規定により採用された職員」と、給与条例第二十一条第二項中「百分の百三十五」とあるのは「百分の百七十七・五」とする。
（特定業務等従事任期付職員の給与条例等の適用除外） 第十条 略 2 前項に規定するもののほか、給与条例第九条の二、第十条の二、第十一条の三、第十一条の四、第十二条の二、第十三条の二、第十三条の三及び第二十三条、市町村立学校職員給与条例第十四条、第十五条、第十五条の三、第十六条の二、第十七条の二、第十七条の三、第二十四条及び第二十五条並びに市町村立学校職員の退職手当に関する条例（昭和二十八年秋田県条例第八十二号）の規定は、第四条の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員には、適用しない。	（特定業務等従事任期付職員の給与条例等の適用除外） 第十条 略 2 前項に規定するもののほか、給与条例第九条の二から第十一条まで、第十一条の三、第十一条の四、第十二条の二、第十三条の二、第十三条の三及び第二十三条、市町村立学校職員給与条例第十四条、第十五条、第十五条の三、第十六条の二、第十七条の二、第十七条の三、第二十四条及び第二十五条並びに市町村立学校職員の退職手当に関する条例（昭和二十八年秋田県条例第八十二号）の規定は、第四条の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員には、適用しない。

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正（第四条による改正）	新
附則	旧

1 〃 7 略 8 給与条例第五条第三項、第六項及び第八項から第十項まで、第五条の二、第九条の二並びに第十条 並びに改正後の条例第五条第四項、第五項及び第七項の規定は、暫定再任用職員には適用しない。 9・10 略	1 〃 7 略 8 給与条例第五条第三項、第六項及び第八項から第十項まで、第五条の二、第九条の二から第十一条まで、第十三条の三、第十四条の二、第十三条の二、第十三条の三並びに第二十三条並びに改正後の条例第五条第四項、第五項及び第七項の規定は、暫定再任用職員には適用しない。 9・10 略
---	--

知事等の給与および旅費に関する条例（附則第十三項による改正）

新	旧
（寒冷地手当） 第九条 知事等で基準日（職員の給与条例第二十三条第一項に規定する日をいう。）に在職するものであつて、職員の給与条例別表第七の二に掲げる地域に居住するものに、寒冷地手当を支給する。 2 知事等の寒冷地手当の額、支給方法及び支給期日については、職員の給与条例の適用を受ける職員の例による。 （補則） 第十二条 この条例に定めるもののほか、知事等に支給する給料及び期末手当の支給期日及び支給方法並びに旅費の支給方法は職員の給与条例の適用を受ける職員の例による。	（寒冷地手当） 第九条 知事等で基準日（職員の給与条例第二十三条第一項に規定する日をいう。）に在職するものに、寒冷地手当を支給する。 2 職員の給与条例第二十三条第二項の規定は、知事等の寒冷地手当の額について準用する。 （補則） 第十二条 この条例に定めるもののほか、知事等に支給する給料、期末手当及び寒冷地手当の支給期日および支給方法ならびに旅費の支給方法は職員の給与条例の適用を受ける職員の例による。

職員の育児休業等に関する条例の一部改正（附則第十四項による改正）

新

（任期付短時間勤務職員についての給与条例の特例）

第二十二條 任期付短時間勤務職員についての給与条例の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

略	第十九条第一項	略
略	第五条第三項から第十項まで、 第五条の二、第九 条の二及び第十 条	略
略	第九条の二、第十 条、第十一条の 三、第十一条の 四、第十二条の 二、第十三条の 二、第十三条の 三及び第二十三 条	略

旧

（任期付短時間勤務職員についての給与条例の特例）

第二十二條 任期付短時間勤務職員についての給与条例の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

略	第十九条第一項	略
略	第五条第三項から第十項まで、 第五条の二、第九 条の二	略
略	第十一条の四、第十二 条の二	略

「職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例案」について（議案第 7 2 号）

人事課

1 改正理由

雇用保険法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 2 6 号）による雇用保険法（昭和 4 9 年法律第 1 1 6 号）の一部改正により、所要の規定の整備を行う必要がある。

2 改正内容

- (1) 雇用保険法に規定する就業促進手当に相当する金額を支給する失業者の退職手当について、安定した職業に就いた者に支給すること等とする。
- (2) その他所要の規定の整理を行う。

※ 失業者の退職手当

退職時に支給された退職手当が雇用保険法の失業等給付相当額に満たず、退職後一定の期間失業している場合に、その差額分を特別の退職手当として、失業の認定を受けた日について支給するもの。

3 施行期日等

- (1) この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行することとする。
- (2) この条例の施行に関し所要の経過措置を規定することとする。

18 31 略	(表 略)	17 令和九年三月三十一日以前に退職した職員に対する第十条第十 一項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同項の規定 中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句 とする。
18 31 略	(表 略)	17 令和七年三月三十一日以前に退職した職員に対する第十条第十 一項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同項の規定 中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句 とする。

「知事等の給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例案」について（議案第 7 3 号）

人事課

1 改正理由

知事の退職手当について一定の割合に相当する額を減ずる特例措置を講ずる等の必要がある。

2 改正内容

知事等の現在の任期に係る退職手当について、知事にあつては100分の15、副知事及び常勤の監査委員にあつては100分の10に相当する額を減ずる。

職 区 分	条 例 本 則 に よ る 退 職 手 当 の 額	減 額 後 の 退 職 手 当 の 額	減 額 率 減 少 額
知 事	40,656,000円	34,557,600円	△ 15% △ 6,098,400円
副 知 事	20,088,000円	18,079,200円	△ 10% △ 2,008,800円
常 勤 監 査 委 員	6,432,000円	5,788,800円	△ 10% △ 643,200円

3 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとする。

新	旧
1 8 略 附則 9 知事等の退職手当の額は、知事等の給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例（令和七年秋田県条例第 号）の施行の際現に知事等の職にある者に支給するものであつて同条例の施行の日を含む任期に係るものに限り、第十条及び第十条の二並びに附則第四項ただし書の規定にかかわらず、これらの規定により算出した額から、当該算出した額に知事にあつては百分の十五、副知事及び常勤の監査委員にあつては百分の十を乗じて得た額を減じて得た額とする。	1 8 略 附則 9 知事等の退職手当の額は、知事等の給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例（令和三年秋田県条例第五号）の施行の際現に知事等の職にある者に支給するものであつて同条例の施行の日を含む任期に係るものに限り、第十条及び第十条の二並びに附則第四項ただし書の規定にかかわらず、これらの規定により算出した額から、当該算出した額に知事にあつては百分の十五、副知事及び常勤の監査委員にあつては百分の十を乗じて得た額を減じて得た額とする。

「秋田県標準事務関係手数料徴収条例の一部を改正する条例案」について（議案第 7 4 号）

財政課

1 改正理由

宅地建物取引業法施行令及び地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令（令和 6 年政令第 2 3 8 号）による地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成 1 2 年政令第 1 6 号）の一部改正により、電子情報処理組織を使用する方法により行う宅地建物取引業の免許の申請及び免許の更新の申請に係る手数料の額を定める必要がある。

2 改正内容

電子情報処理組織を使用する方法により行う宅地建物取引業の免許の申請及び免許の更新の申請に係る手数料の額を、申請 1 件につき 2 6 , 5 0 0 円とすることとする。（第 2 5 条関係）

※ 電子情報処理組織を使用しない場合の手数料の額は、従来通り 1 件につき 3 3 , 0 0 0 円

3 施行期日

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行することとする。

新		旧	
第二十五条 県は、宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号。以下この条において「法」という。）に基づく事務について次の各号に掲げる申請又は出願をする者から、一件につきそれぞれ当該各号に定める額の手数料を徴収する。	（宅地建物取引業法関係手数料）	第二十五条 県は、宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号。以下この条において「法」という。）に基づく事務について次の各号に掲げる申請又は出願をする者から、一件につきそれぞれ当該各号に定める額の手数料を徴収する。	（宅地建物取引業法関係手数料）
	一 法第三十一条の規定に基づいて、宅地建物取引業の免許の申請		一 法第三十一条の規定に基づいて、宅地建物取引業の免許の申請
二 法第三十三条第三項の規定に基づく宅地建物取引業の更新の申請	三万三千円（当該申請を情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行う場合にあつては、二万六千五百円）	二 法第三十三条第三項の規定に基づく宅地建物取引業の更新の申請	三万三千円
	三万三千円（当該申請を情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行う場合にあつては、二万六千五百円）		
三 七略		三 七略	
2・3略		2・3略	